

(別紙)

当事者の主張

(1) 争点 1－1（被告製品が本件発明 1－1 の技術的範囲に属するか）について

5 (原告の主張)

構成要件 1－1 A の「運搬台車の 4 隅に位置する」は、あくまで「挿入孔」を形容するものであり、運搬台車の「4 隅」に存在するものとしては「挿入孔」を想定しているから、保護部材又は長尺の棒状部材が必ず運搬台車の 4 隅に取り付けられなければならないと解釈することはできない。

10 そして、被告製品は、運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔のうち、2 ないし 4 つの挿入孔に棒状部材が挿入され、これに取り付けられて使用されるのであるから、別紙被告製品の構成目録記載 a のとおり特定されるべきであり、構成要件 1－1 A を充足する。

(被告らの主張)

15 構成要件 1－1 A は、運搬台車の「4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」に対して保護部材を取り付けるものであることを要件とする。

他方、被告製品は、2 か所又は 3 か所のみに装着されて使用されることがあり、必ずしも「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」に取り付けられるものではない。

20 これに対し、原告は、構成要件 1－1 A の「4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」における「4 隅」とは、「挿入孔」が存在する数と位置を示すものにすぎないから、「運搬台車の 4 隅に位置する」とは「挿入孔」のみを形容しており、「4 隅」に存在するものとしては「挿入孔」を想定しているなどと主張する。

25 しかし、構成要件 1－1 A では「4 隅の挿入孔のうちの少なくとも 1 か所」などとは規定されていない。これは、本件意匠 1 及び 2 の各意匠公報の「意

匠に係る物品の説明」には、手押部材が「運搬台車の4隅に選択的に取り付けられ」るものであるとの説明がされていることと対照的である。構成要件の解釈は、特許権者が何を想定して記載したのかによってされるべきものではなく、当業者がどのように理解するかという視点からされるべきものであるところ、構成要件1-1Aを素直に読めば、「4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」に対して保護部材が取り付けられること、つまり、4本の棒状部材に対して保護部材が取り付けられることを規定していると理解するのが自然である。

よって、原告の上記主張に理由はなく、被告製品は構成要件1-1Aを充足しない。

(2) 争点1-2（被告製品が本件発明1-2の技術的範囲に属するか）について

（原告の主張）

前記(1)（原告の主張）のとおり、被告製品は、本件発明1-1の構成要件1-1Aを充足するから、本件発明1-1（請求項1）を引用する本件発明1-2の構成要件1-2Bも充足する。

よって、被告製品は本件発明1-2の技術的範囲に属する。

（被告らの主張）

前記(1)（被告らの主張）のとおり、被告製品は、本件発明1-1の構成要件1-1Aを充足せず、本件発明1-1の技術的範囲に属しないから、本件発明1-1（請求項1）を引用する本件発明1-2の構成要件1-2Bも充足しない。

よって、被告製品は、本件発明1-2の技術的範囲に属しない。

(3) 争点1-3（被告製品が本件発明1-3の技術的範囲に属するか）について

（原告の主張）

前記(1) (原告の主張) と同様の理由により、被告製品は本件発明 1－3 の構成要件 1－3 Aを充足する。

よって、被告製品は本件発明 1－3 の技術的範囲に属する。

(被告らの主張)

5 被告製品は、前記(1) (被告らの主張) と同様の理由により、本件発明 1－3 の構成要件 1－3 Aを充足しない。

よって、被告製品は、本件発明 1－3 の技術的範囲に属しない。

(4) 争点 1－4 (被告製品が本件発明 1－4 の技術的範囲に属するか) について

10 (原告の主張)

被告製品が本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 の技術的範囲に属することは、前記(1)ないし(3) (原告の主張) のとおりであるから、本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 (請求項 1 ないし 3) のいずれかを引用する本件発明 1－4 の構成要件 1－4 Cを充足する。

15 したがって、被告製品は、本件発明 1－4 の技術的範囲に属する。

(被告らの主張)

被告製品は、前記(1)ないし(3) (被告らの主張) のとおり、本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 のいずれの技術的範囲にも属しないから、本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 (請求項 1 ないし 3) のいずれかを引用する本件発明 1－4 の構成要件 1－4 Cを充足しない。

20

したがって、被告製品は本件発明 1－4 の技術的範囲に属しない。

(5) 争点 2 (被告製品の製造等に本件特許権 2 の間接侵害 (特許法 101 条 1 号) が成立するか) について

(原告の主張)

25 被告製品は、手押部材に装着されることにより、運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使

用者が手で押すための「前記上下方向に沿った長尺状の手押部材」（構成要件 2 A）を備えることになるから、被告製品は、手押部材に装着されることにより、本件発明 2 の技術的範囲に属することになる。

5 また、被告製品は、底面側から見て特徴的な取付穴が存在し、運搬台車に挿入される手押部材に装着されるものであり、社会通念上、これ以外に経済的、商業的又は実用的な用途は考えられない。

したがって、被告製品は、本件発明 2 が対象とする運搬台車用の手押部材の生産にのみ用いられるものであるから、被告製品は、「侵害品の生産にのみ用いる物」といえ、特許法 101 条 1 号の間接侵害が成立する。

10 被告らは、被告製品は、2 本のみの単管が挿入される運搬台車に使用される手押部材にも使用されるため、本件発明 2 に係る手押部材の生産にのみ用いられるものということとはできないと主張する。

しかし、前記(1)（原告の主張）のとおり、構成要件 2 A の「運搬台車の 4 隅に位置する」は、あくまで「挿入孔」を形容するものであり、4 隅に存在するものとしては挿入孔を想定しているから、保護部材又は長尺の棒状部材
15 が必ず 4 隅に取り付けられなければならないと解釈することはできない。

よって、被告製品は、2 本のみの単管が挿入される運搬台車に使用される手押部材にも使用されとしても、本件発明 2 に係る手押部材の生産にのみ用いられるものであるといえる。

20 したがって、被告らの上記主張は理由がない。

（被告らの主張）

被告製品の製造等に本件特許権 2 の間接侵害が成立するといえるためには、被告製品が本件発明 2 に係る手押部材の生産にのみ用いられるものであることが必要となる。

25 被告製品が取付け可能な単管は、「JIS G 3444」に規定されている一般構造用炭素鋼鋼管であり、運搬台車に取り付けられる以外に他の用途が

様々存在する汎用品である。

また、本件発明 2 の構成要件 2 A は、「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され」る手押部材であることを要件とする。すなわち、手押部材は、運搬台車の 4 隅に位置する 4 本の手押部材を意味している
5
のであり、1 ないし 3 本の単管しか挿入されていない運搬台車に使用される手押部材はこれに含まれないと解すべきである。他方で、被告製品は、運搬台車に 2 本のみ挿入される手押部材にも使用されるため、「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され」る手押部材に使用される以外にも、社会通念上、経済的及び実用的な用途が存在する。

よって、被告製品は、本件発明 2 に係る手押部材の生産にのみ用いられる
10
ものということとはできない。

したがって、被告製品の製造等に特許法 101 条 1 号の間接侵害は成立しない。

(6) 争点 3-1 (公然実施を理由とする本件各発明の新規性又は進歩性の欠如)
15
について

(被告らの主張)

ア 「台車用安全カバーおててまもるくん」の商品カタログ(乙 8 の 2 及び
乙 8 の 3。以下「乙 8 文献」という。)及び「ペフ安全カバー」の商品カタログ(乙 35 の添付資料 5。以下「乙 35・添付資料 5」という。)記載の
20
商品の販売

本件優先日前の平成 28 年 8 月 22 日から、「台車用安全カバーおててまもるくん」(カタログ(乙 8)作成日は平成 28 年 9 月 2 日)が、平成 26 年 2 月 26 日から、これと同一規格の商品である「パイプカバー(安全カバー)」が、平成 28 年 3 月 30 日から、これらと厚み以外が同一規格の商品である「ペフ安全カバー」(カタログ(乙 35 の添付資料 5)作成日は平成 26 年 9 月 29 日)が、それぞれ、長岡産業株式会社(以下
25

「長岡産業」という。)により、他社に販売されていた(以下、これらの商品の販売により公然実施された発明を「乙8発明」という。))。

イ 本件各発明と乙8発明の対比

(ア) 本件発明1-1との対比

5 a 発明の認定

乙8文献及び乙35・添付資料5に記載された商品の販売によって、次の構成を有する発明(以下「乙8-1-1発明」という。)が公然実施されたと認められる(以下、乙8-1-1発明の構成を「乙8-1-1a」などという。))。

10 1-1a 運搬台車の隅に位置する挿入孔に挿入される長尺状の棒状部材に対して取り付けられる台車用安全カバーを有する保護部材であって、

1-1b 運搬台車の使用者が手で掴むグリップ部と、

15 1-1c グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止する台車用安全カバーと、

1-1d 取付穴と、を有し、

1-1e 台車用安全カバーは、取付穴に棒状部材が挿入される方向から見て、略円形である

20 1-1f ことを特徴とする保護部材

b 構成要件1-1Aについて

構成要件1-1Aが「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材」とされているのに対し、構成乙8-1-1aは、棒状部材が挿入される挿入孔が運搬台車の4隅にあるかどうかの限定はない。しかし、乙8-1-1発明においては、運搬台車の2隅に位置する挿入孔に挿入される棒状部材

に取り付けられることもあれば、4隅に位置する挿入孔に挿入される棒状部材に取り付けられることもあるから、この点は相違点とはならない。

また、構成要件1-1Aは、保護部材が長尺状の棒状部材に対して取り付けられるとされているのに対して、乙8-1-1発明においては台車用安全用カバーのみが長尺状の棒状部材に対して取り付けられる。しかし、本件特許1の請求項1では保護部材が取り付けられると記載されるのみであり、乙8-1-1発明においても保護部材を構成する台車用安全カバーが棒状部材に取り付けられるため、この点は相違点とならない。

したがって、乙8-1-1発明と本件発明1-1は構成要件1-1Aの点で構成が一致する。

原告は、構成要件1-1Aの「長尺の棒状部材」は、曲がった部分のない一直線の棒であることを意味しており、乙8-1-1発明の台車用安全カバーが取り付けられるのは逆U字型ハンドルであり、「長尺の棒状部材」を有していないから構成要件1-1Aの点で構成が一致していないと主張する。しかし、「棒状」の意味については、本件発明1-1の構成要件上も、本件明細書1上も、特に限定はない。

「棒状」とは「棒のような形」を意味し、「棒」とは「手に持てるほどの細い木・竹・金属などの称」の意味で用いられていることは明らかであるから（以上につき広辞苑第5版）、「棒状」という文言が、曲がった部分のない一直線のものを意味するとはいえない。

仮に、「棒状」が「一直線」のものを意味しているとしても、部材全体が一直線でなければならないとは記載されていないのであるから、直線部分があれば、その一部に湾曲した部分や地面に対して水平な部分があったとしても、「棒状」であるといえる。

よって、乙８－１－１発明の台車用安全カバーが取り付けられる逆
Ｕ字型ハンドルも、「長尺の棒状部材」に該当する。

c 構成要件１－１Ｂについて

乙８－１－１発明は、運搬台車の使用者が手で掴む部分（グリップ
部）を有しているから（構成乙８－１－１ｂ）、構成要件１－１Ｂの
点において、乙８－１－１発明と本件発明１－１の構成は一致する。

前記 a の構成乙８－１－１ｂの認定について、原告は、乙８－１－
１発明は、手押部材の一部に「グリップ部」が備えられているのであ
って、「保護部材」に「グリップ部」が備えられているわけではない
から、構成乙８－１－１ｂの構成を有しないと主張するが、本件発明
１－１の構成要件は、「グリップ部」については手で握る部分である
という以上に何ら限定はないし特定もされていないから、乙８－１－
１発明がグリップ部を有しているとの認定に誤りはない。

また、本件明細書１の【００３５】には、「本体部材６１のうち、
本体部材６１の上端から保護部材６３の上端までの範囲がグリップ部
６２として機能する」と記載されており、棒状部材の一部が「グリッ
プ部」となる旨が記載されているのであるから、原告の主張は理由が
ない。

d 構成要件１－１Ｃについて

乙８－１－１発明は、グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外
周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事
故を防止する構成を有しているから（構成乙８－１－１ｃ）、構成要件
１－１Ｃの点において、乙８－１－１発明と本件発明１－１の構成と
は一致する。

e 構成要件１－１Ｄについて

乙８－１－１発明は、棒状部材が挿入される取付穴を有する（構成

乙 8－1－1 d) から、構成要件 1 D の点において、乙 8－1－1 発
明と本件発明 1－1 の構成とは一致する。

前記 a の構成乙 8－1－1 d の認定について、原告は、乙 8－1－
1 発明には、棒状部材が「挿入される」取付穴がないと主張する。し
かし、「棒状部材が挿入される取付穴」は、挿入された状態を示す表
現であって、「挿入する」という取付動作を規定しているわけではな
い。したがって、取付方法によらず、棒状部材を挿入された状態を観
察した場合に円形状の部分に穴があるのであれば、それは「棒状部材
が挿入される取付穴」に該当する。

f 本件発明 1－1 の構成要件 1－1 E について

乙 8－1－1 発明は、取付穴に棒状部材が挿入される方向から見て、
略円形である構成を有しているから（構成乙 8－1－1 e）、構成要件
1－1 E の点において、乙 8－1－1 発明と本件発明 1－1 の構成は
一致する。

前記 a の構成乙 8－1－1 e の認定について、原告は、台車用安全
カバーが挿入される方向である水平方向から見ると、台車用安全カバ
ーは四角形であると主張する。しかし、台車用安全カバーの円形状の
穴にハンドルが挿入された状態を観察すると、「棒状部材が挿入される
方向」は、台車用安全カバーの穴が向いている方向であり、その方向
から台車用安全カバーを見れば円形であるといえる。したがって、原
告の上記主張は理由がない。

g 本件発明 1－1 の構成要件 1－1 F について

本件発明 1－1 は「保護部材」とされているのに対して、乙 8－1
－1 発明においては台車用安全用カバーとされている。しかし、前記
b のとおり、この点は相違点とならない。

したがって、本件発明 1－1 と乙 8－1－1 発明は、構成要件 1－

1 F の点で構成が一致する。

(イ) 本件発明 1-2 との対比

5 a 乙 8 文献及び乙 3 5・添付資料 5 に記載された商品の販売によって、
乙 8-1-1 a ないし乙 8-1-1 d 及び乙 8-1-1 f の構成に加
えて、次の構成を有する発明（以下、同発明を「乙 8-1-2 発明」
と
いい、次の構成を「乙 8-1-2 a」という。）が公然実施されたと認められる。

1-2 a 台車用安全カバーは円板状である。

10 b 本件発明 1-2 は、本件発明 1-1 に「前記保護部は、円板状であること」という構成要件 1-2 A を追加したものである。

そして、乙 8-1-2 発明は円板状である（構成乙 8-1-2 a）
から、乙 8-1-2 発明と本件発明 1-2 は、構成要件 1-2 A の点
で構成が一致する。

(ウ) 本件発明 1-3 との対比

15 乙 8 文献及び乙 3 5・添付資料 5 に記載された商品の販売によって、
次の構成を有する発明（以下、同発明を「乙 8-1-3 発明」という。）
が公然実施されたと認められる。

20 1-3 a 運搬台車の隅に位置する挿入孔に挿入される長尺状の棒状
部材に対して取り付けられる台車用安全カバーを有する保
護部材であって、

1-3 b 運搬台車の使用者が手で掴むグリップ部と、

1-3 c グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外周面よりも外
側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故
を防止する台車用安全カバーと、

25 1-3 d 取付穴と、を有し、

1-3 e 台車用安全カバーは円板状である

1-3f ことを特徴とする保護部材

したがって、本件発明 1-3 と乙 8-1-3 発明とは、その構成が全て一致する。

(エ) 本件発明 1-4 との対比

乙 8 文献及び乙 35・添付資料 5 に記載された商品の販売によって、乙 8-1-1 発明ないし乙 8-1-3 発明と同一の構成を有する発明（以下「乙 8-1-4 発明」という。）が公然実施されたと認められる。

したがって、乙 8-1-4 発明と本件発明 1-4 は、構成要件 1-1 A ないし 1-1 F、構成要件 1-2 A ないし 1-2 B 又は構成要件 1-3 A ないし 1-3 F を備えた保護部材である点（構成要件 1-4 C）で一致する。

他方で、乙 8-1-4 発明は、運搬台車の棒状部材の一部がグリップ部となるため、構成要件 1-4 A の「前記グリップ部は、略円筒状であって、」の構成及び構成要件 1-4 B の「前記グリップ部の内部に前記取付穴が位置していること」の構成を備えない点で、本件発明 1-4 と相違する。

(オ) 本件発明 2 との対比

a 発明の認定

乙 8 文献に記載された商品の販売によって、次の構成を有する発明（以下「乙 8-2 発明」という。）が公然実施されたと認められる（以下、乙 8-2 発明の構成を「乙 8-2 a」などという。）。

2 a 運搬台車の隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための、運搬台車の隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入される手押部材であって、

2 b 運搬台車の使用者が手で掴むグリップ部と、

2 c 上下方向の手押部材に対して直交する方向から見てグリップ部と重ならない位置に配置されると共に、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止する台車用安全カバーと、を有する

5

2 d ことを特徴とする手押部材

b 構成要件 2 A について

10

乙 8 - 2 発明は、運搬台車の隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入されるものであって、運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための手押部材を有しており（構成乙 8 - 2 a）、これは「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺状の手押部材」（構成要件 2 A）に相当する。

15

原告は、前記 a の構成乙 8 - 2 a の認定につき、「上下方向に沿った長尺状の部材」はカーブのない直線状の棒状部材を意味するとし、乙 8 - 2 発明が取り付けられる運搬台車の逆 U 字型ハンドルはこれに該当しない旨主張するが、逆 U 字型ハンドルも上下方向に沿った直線状の部分が存在し、乙 8 - 2 発明の台車用安全カバーは同直線状の部分にも取り付けられるから、上記認定に誤りはない。

20

したがって、乙 8 - 2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 A の点で構成が一致する。

c 構成要件 2 B について

25

乙 8 - 2 発明は、運搬台車の使用者が手で掴む部分（グリップ）を有しており、これは「使用者が手で掴むグリップ部」（構成要件 2 B）に相当するといえるから、乙 8 - 2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 B の点で構成が一致する。

d 構成要件 2 C について

5

乙 8－2 発明の台車用安全カバーは、上下方向の手押部材に対して直交する方向から見てグリップ部と重ならない位置に配置されると共に、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止するものである（構成乙 8－2 c）。これは、本件発明 2 の「前記上下方向に対して直交する方向から見て前記グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を握んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」に相当するから、乙 8－2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 C の点で構成が一致する。

10

e 構成要件 2 D について

乙 8－2 発明は、構成乙 8－2 a ないし乙 8－2 c の特徴を有する手押部材を有しており、これは「手押部材」（構成要件 2 D）に相当するから、乙 8－2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 D の点で構成が一致する。

15

f 小括

以上によれば、本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 は、それぞれ、乙 8－1－1 発明ないし乙 8－1－3 発明とその構成が全て一致し、本件発明 2 は乙 8－2 発明とその構成が全て一致している。

20

よって、本件発明 1－1 ないし本件発明 1－3 及び本件発明 2 は、新規性が欠如している。

ウ 進歩性の欠如について

(ア) 本件発明 1－1 の容易想到性について

25

仮に、本件発明 1－1 においては、①運搬台車の 4 隅に 4 つの挿入孔を備え、②保護部材が長尺の棒状部材に対して取り付けられ（構成要件 1－1 A）、③保護部材がグリップ部を有し、保護部がグリップ部の下側に位置し（構成要件 1－1 B 及び 1－1 C）、④棒状部材が挿入され

る取付穴を有する（構成要件１－１Ｄ）のに対し、乙８－１－１発明においては、①ゝ運搬台車の２隅に２つの挿入孔を備え、②ゝ台車用安全カバーが逆Ｕ字型ハンドルに対して取り付けられ、③ゝ台車用安全カバーはグリップ部を備えず、ハンドルを手で掴む部分の近傍又は下側に位置しており、④ゝ台車用安全カバーのスリット部分を開けて逆Ｕ字型ハンドルを挿入する取付穴を有する点が相違点であるとしても、以下に述べる通り、本件発明１－１は、当業者が乙８－１－１発明に基づいて容易に発明をすることができたといえるから、進歩性が欠如している。

a 周知技術の存在

運搬台車の４隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材を有する運搬台車は、本件優先日前に頒布された刊行物である乙１文献及び意匠登録第１５１８４１５号公報（乙２。以下「乙２文献」という。）に開示されている上、本件優先日前に頒布された刊行物である乙９文献、乙１０文献、特開２００１－２３３２１８号公報（乙１１。以下「乙１１文献」という。）、乙１２文献、特開２００３－３２７１２５号公報（乙３３。以下「乙３３文献」という。）、実用新案登録第３１４１９７８号公報（乙４４。以下「乙４４文献」という。）、意匠登録第１１６５５１５号公報（乙４７。以下「乙４７文献」という。）及び特開２００５－８８７６８号公報（乙５２。以下「乙５２文献」という。）にも開示され、本件優先日前、東京地裁平成２９年１月３１日判決（平成２８年（ワ）第１３８７０号）（乙４５。以下「乙４５文献」という。）に記載された運搬台車や楽輪車カタログ（乙４６）に記載された台車も知られていた。したがって、上記の棒状部材を有するような運搬台車は、本件優先日当時、周知技術であったといえる。これらのうち、乙９文献、乙１０文献、乙１１文献、乙１２文献、乙３３文献、乙４４文献及び乙４５文献には、カーブのな

い直線状の棒状部材を用いた運搬台車が開示されており、本件優先日において、カーブのない直線状の棒状部材を用いた運搬台車も周知技術であったといえる。さらに、乙 9 文献や乙 10 文献には、このような運搬台車において、運搬時に手が挟まれる事故が発生することが開示されていた。

また、本件優先日当時、運搬台車の直線状の棒状部材に対して取り付けられるグリップ部は周知技術であった。例えば、本件優先日前に頒布された刊行物である乙 11 文献、意匠登録第 1 3 6 9 5 3 6 号公報（乙 13）、実願昭 5 2－0 2 2 9 7 3 号公報（実開昭 5 3－4 7 2 5 5 号）のマイクロフィルム（乙 14。以下「乙 14 文献」という。）、特開平 1 1－1 2 9 9 0 8 号公報（乙 15）、特開平 1 0－3 5 5 0 5 号公報（乙 16。以下「乙 16 文献」という。）、実願昭 5 1－1 2 8 6 7 3 号（実開昭 5 3－4 5 6 5 6 号）のマイクロフィルム（乙 37。以下「乙 37 文献」という。）、特開平 6－1 9 9 2 4 2 号公報（乙 38。以下「乙 38 文献」という。）、米国特許第 5 6 3 0 6 0 1 号明細書（乙 39。以下「乙 39 文献」という。）、米国特許出願公開第 2 0 1 1／2 8 5 1 1 3 号明細書（乙 40。以下「乙 40 文献」という。）、実開平 4－6 2 0 2 6 号（実開平 6－1 8 1 4 2 号）の CD-ROM（乙 41。以下「乙 41 文献」という。）、意匠登録第 1 3 1 8 5 4 6 号公報（乙 43。以下「乙 43 文献」という。）及び意匠登録第 1 3 9 5 3 3 1 号（乙 55）には、略円筒状で内部に取付穴が位置するグリップ部が開示されている。このうち、乙 14 文献、乙 37 文献、乙 39 文献、乙 40 文献、乙 41 文献及び乙 43 文献には、保護部とグリップ部が一体化されたものが開示されており、保護部とグリップ部を一体化することも周知技術であった。

b 容易想到性

前記 a のとおり、運搬台車の 4 隅の全てにカーブのない直線状の棒状部材を挿入した運搬台車は周知技術であった上、このような運搬台車において、握った手が挟まれるという事故が発生するという課題があったことが知られていた。

そして、乙 8-1-1 発明の課題は、運搬台車のハンドルを握った手が挟まれることにあり、上記周知技術の課題と共通すること、台車用安全カバーは、カーブのない直線の棒状部材にも取り付け可能であることからすれば、当業者は、台車用安全カバーを取り付ける対象の運搬台車として、カーブのない棒状部材を有する運搬台車を選択し、手で握る部分の下側に取り付けるという解決手段を容易に想到したといえ、乙 8-1-1 発明に、周知技術である運搬台車の 4 隅の全てにカーブのない直線状の棒状部材を挿入した運搬台車を適用する動機付けがあるといえる。

また、前記 a のとおり、本件優先日当時、グリップ部を運搬台車の棒状部材と別の部材にして、保護部と一体としたグリップ部を取り付けることは、周知技術であったのであり、グリップを設けて保護部と一体化することは、当業者が適宜なし得る設計変更にすぎない。なお、カーブのない直線状の棒状部材の場合には、適宜手で握る部分に台車用安全カバーを装着すれば足りるのであり、かかる場合には手の下側、すなわちグリップ部の下側に台車用安全カバーが位置するものとなる。

原告は、乙 8-1-1 発明の台車用安全カバーにグリップ部を取り付けると、台車用安全カバーを開いてハンドルを挟み込むという作業ができなくなるから、阻害要因があると主張する。しかし、前記 a のとおり、運搬台車にグリップ部を設けることは周知技術であり、このようなグリップの上から乙 8-1-1 発明の台車用安全カバーを取り

付ければ、乙８－１－１発明の台車用安全カバーとグリップを棒状部材に一度に取り付けられるものとなる。また、乙８－１－１発明の台車用安全カバーとグリップ部を一体のものとしても、これを一体として開閉可能にすれば、これをハンドルに取り付けることも可能である。
したがって、乙８－１－１発明の台車用安全カバーにグリップ部を設けることに阻害要因があるとの原告の主張に理由はない。

(イ) 本件発明１－２及び本件発明１－３の容易想到性について

本件発明１－２及び本件発明１－３については、前記(ア)と同様の理由により、当業者が乙８－１－２発明及び乙８－１－３発明からそれぞれ容易に発明することができたといえる。

仮に、乙８－１－２発明及び乙８－１－３発明の台車用安全カバーは円筒状であり、円板状でない点が相違点となるとしても、台車用安全カバーの厚みを多少薄くすることは当業者が適宜採用する設計変更にしすぎないから、当業者であれば、乙８－１－２発明及び乙８－１－３発明に、適宜の設計変更をし、本件発明１－２及び本件発明１－３の構成とすることは容易に想到できたといえる。

(ウ) 本件発明１－４の容易想到性について

前記イ(エ)のとおり、乙８－１－４発明は、運搬台車の棒状部材の一部がグリップ部となるため、構成要件１－４Ａの「前記グリップ部は、略円筒状であって、」の構成及び構成要件１－４Ｂの「前記グリップ部の内部に前記取付穴が位置していること」の構成を備えない点で、本件発明１－４と相違する。

しかし、前記(ア) a のとおり、運搬台車に取り付けられる、略円筒状で内部に取付穴が位置するグリップ部は周知技術であった。

したがって、当業者であれば、乙８－１－４発明に同周知技術を適用し、本件発明１－４の構成とすることは、容易に想到できたといえる。

(エ) 本件発明 2 の容易想到性について

仮に、本件発明 2 が、「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され」る長尺の手押部材に取り付けられるのに対し（構成要件 2 A）、乙 8 - 2 発明が「運搬台車の 2 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され」る長尺の手押部材である点で相違するとしても、運搬台車の 4 隅の全てにカーブ部分のない長尺状の手押部材を挿入した運搬台車は、前記 (ア) a のとおり周知技術であったのであり、台車用安全カバーを運搬台車の 2 隅に位置する手押部材に取り付けるのではなく、「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」に取り付け、本件発明 2 の構成とすることは、当業者が容易に想到し得るものである。

(オ) 小括

以上によれば、当業者であれば、本件各発明は、当業者が乙 8 発明に周知技術を組み合わせることにより容易に発明することができたといえる。

よって、本件各発明は、進歩性が欠如している。

(原告の主張)

ア 乙 8 発明が本件優先日前に公然実施された、又は公知となった立証がないこと

(ア) 「パイプカバー（安全カバー）」及び「ペフ安全カバー」について

被告らは、「パイプカバー（安全カバー）」及び「ペフ安全カバー」が、乙 8 発明と同一の構成を有することを前提として、本件優先日前に販売されていた旨主張する。

しかし、長岡産業の宇野浩紀の陳述書（乙 3 5）には、「パイプカバー（安全カバー）」及び「ペフ安全カバー」は、長さ 2 0 0 0 mm からカットして、例えば 1 0 0 mm や 5 0 0 mm 等にする旨の記載があるが、

「台車用安全カバーおててまもるくん」の長さは100mmであるから、
「パイプカバー（安全カバー）」は「台車用安全カバーおててまもるく
ん」と少なくとも同一規格ではない。特に、「ペフ安全カバー」は、
「台車用安全カバーおててまもるくん」と厚みも異なるから、明らかに
規格が異なる。

また、「パイプカバー（安全カバー）」及び「ペフ安全カバー」が、
水道管用のパイプカバーである「一般パイプカバー」ではなく運搬台車
用の安全カバーであることの的確な立証もない。

よって、「パイプカバー（安全カバー）」及び「ペフ安全カバー」は、
乙8発明と少なくとも同一規格ではなく、乙8発明の公然実施品ではな
く、本件優先日前に公知であったとはいえない。

(イ) 「台車用安全カバーおててまもるくん」について

通常、商品は、カタログが作成されてから営業がなされ、販売がなさ
れるのが通常であるが、被告らの主張によれば、カタログの作成がされ
る前に「台車用安全カバーおててまもるくん」がD社に販売されたこと
になり、提出済みの証拠のみから、平成28年8月22日にD社に販売
された製品が乙8文献記載の製品であると推認することはできない。

また、「台車用安全カバーおててまもるくん」の販売日は本件優先日
のわずか9日前であり、D社への販売が秘密保持契約を結んだ上でのモ
ニター販売又はお試し販売であった場合、販売日に同製品が公知となっ
たとはいえない。D社への販売が秘密保持契約を結んだ上での販売では
なかったとしても、わずか9日の間にD社内で実際に梱包が解かれ、製
品が使用されたかは不明であり、「台車用安全カバーおててまもるくん」
が公知の状態となったかどうかは明らかではない。

さらに、被告らは、本件優先日前に、「台車用安全カバーおててまも
るくん」が販売されたことの証拠として、長岡産業の「台車用安全カバ

「おててまもるくん」の売却先に対する売買代金の請求明細書とその入金記録（乙５１）を提出するが、両者には商品の品番等での紐づけがないから、立証が不十分であるし、「台車用安全カバーおててまもるくん」の販売先も明らかにされていないから、これらの証拠は具体的信用性に欠けている。

よって、乙８発明の実施品である「台車用安全カバーおててまもるくん」が本件優先日前に公然実施されたことの立証はされていない。

イ 一致点及び相違点について

(ア) 本件発明１－１と乙８－１－１発明との相違点

ａ 構成要件１－１Ａについて

乙８文献には、棒状部材が挿入される運搬台車の挿入孔は開示されておらず、乙８－１－１発明は、「挿入孔」に挿入される長尺の棒状部材の構成を有していない。

また、乙８－１－１発明の台車用安全カバーは、棒状ではない逆Ｕ字型ハンドルに取り付けられるものであり、本件発明１－１の「棒状部材」がなく、その「棒状部材」に取り付けられる「保護部材」の構成も有しない。

これに対し、被告らは、乙８－１－１発明がカーブのない直線状の部分にも使用できるなどと主張するが、乙８文献には逆Ｕ字型ハンドルのカーブ部分に取り付けられる例しか開示されていない。また、乙８－１－１発明の台車用安全カバーを逆Ｕ字型ハンドルの上下方向に直線となっている部分に取り付けても手の保護を図ることができない。すなわち、逆Ｕ字型ハンドルの直線部分を掴んだ場合には、手が台車用安全カバーの外周面からはみ出してしまうため、台車用安全カバーよりも先に壁に接触してしまい、手の保護を図ることができない。さらに、台車用安全カバーが手よりも先に壁と接触したとしても、発泡

ポリエチレンの素材であることから変形し、壁と手が接触してしまつて、手の保護を図ることができない。以上のことから、被告らの主張する、台車用安全カバーを逆U字型ハンドルの直線部分に取り付けた構成を認定することはできない。

5 よって、本件発明 1-1 と乙 8-1-1 発明は、構成要件 1-1 A の点で構成が相違する。

b 構成要件 1-1 B 及び 1-1 C について

乙 8-1-1 発明は、手で掴む「グリップ部」（構成要件 1-1 B）の構成を有していない。

10 したがって、その下側に位置する「保護部」（構成要件 1-1 C）も当然存在しない。

よって、本件発明 1-1 と乙 8-1-1 発明は、構成要件 1-1 B 及び 1-1 C の点で構成が相違する。

c 構成要件 1-1 D について

15 乙 8-1-1 発明は、前記 a のとおり、「棒状部材」（構成要件 1-1 A）が存在しないから、棒状部材が挿入される「取付穴」（構成要件 1-1 D）も存在しない。

20 また、「取付穴」には棒状部材が「挿入」されなければならないのであり、「挿入」とは、「さし入れること。さしこむこと」を意味する動詞であるから、何かを「さし入れる」（又は「さしこむ」）動作が必須となる。

しかし、乙 8-1-1 発明は、ハンドルを挟み込んでテープをはがしてハンドルに巻く構成しか有しておらず、ハンドルを「取付穴」に「挿入」するものではない。

25 よって、本件発明 1-1 と乙 8-1-1 発明は、構成要件 1-1 D の点で構成が相違する。

d 構成要件 1-1 E について

乙 8-1-1 発明には、取付穴に棒状部材を挿入する構成は備わっておらず、「取付穴に棒状部材が挿入される方向」（構成要件 1-1 E）が存在しない。あえて方向をいうのであれば、乙 8-1-1 発明はハンドルを挟み込む構成であるので、挟み込む方向を「挿入される方向」というべきであるが、挟み込む方向から見ると、乙 8-1-1 発明の台車用安全カバーは水平方向であり、水平方向から同製品を見れば四角形である。

よって、本件発明 1-1 と乙 8-1-1 発明は、構成要件 1-1 E の点で構成が相違する。

e 小括

以上のことから、乙 8-1-1 発明は、本件発明 1-1 と、構成要件 1-1 A ないし 1-1 E の点で構成が相違する。

(イ) 本件発明 1-2 と乙 8-1-2 発明との相違点

被告らは、乙 8-1-2 発明は円板状の構成を有する旨主張する。

しかし、乙 8-1-2 発明を構成する台車用安全カバーは「円板状」ではない。すなわち、「円板」とは、「板」という言葉が用いられているとおり、「まるい平面板」を意味し、まさに「平面」（平ら）である必要がある。

実際、被告らが乙 8-1-2 発明の実施品であると主張する「パイプカバー（安全カバー）」、「ペフ安全カバー」及び「台車用安全カバー おててまもるくん」は、いずれも「円柱状」であり、平面により形成されていない。

以上のことから、乙 8-1-2 発明と本件発明 1-2 は、構成要件 1-2 A の点で構成が相違する。

(ロ) 本件発明 1-3 と乙 8-1-3 発明との相違点

前記(ア)及び(イ)のとおり、乙８－１－３発明は、構成要件１－３Ａないし１－３Ｅの構成を有しておらず、乙８－１－３発明と本件発明１－３は、構成要件１－３Ａないし１－３Ｅの点で構成が相違する。

(エ) 本件発明１－４と乙８－１－４発明との相違点

前記(ア)のとおり、乙８－１－４発明は「グリップ部」（構成要件１－４Ａ）の構成も、「取付穴」（構成要件１－４Ｂ）の構成も有していないから、乙８－１－４発明と本件発明１－４は、構成要件１－４Ａ及び１－４Ｂの点で構成が相違する。

(オ) 本件発明２と乙８－２発明との相違点

乙８－２発明は「運搬台車の４隅に位置する上下方向に沿った挿入孔」（構成要件２Ａ）の構成を有していないから、この挿入孔に挿入される上下方向に沿った「長尺状の手押部材」（構成要件２Ａ）の構成も有していない。

また、本件発明２の「手押部材」は、「上下方向に沿った」ものでなければならぬので、「グリップ部」も「上下方向に沿った」ものでなければならぬ。

一方、乙８－２発明の台車用安全カバーは「グリップ部」を有しておらず、仮に、逆Ｕ字型ハンドルを「グリップ部」としても、当該グリップ部は水平方向であり、上下方向に沿ったものでない。

したがって、乙８－２発明と本件発明２は、構成要件２Ａの点で構成が相違している。

(カ) 小括

以上によれば、被告らの乙８－１－１発明ないし乙８－１－３発明及び乙８－２発明の公然実施を理由とする新規性欠如の主張は理由がない。

ウ 進歩性欠如の主張に対する反論

(ア) 本件発明１－１について

a 被告ら主張の周知技術について

被告らは、運搬台車の4隅に位置する挿入孔に棒状部材を挿入する構成は、乙1、2、9ないし12、33、44ないし47及び52各文献から導かれる周知技術であると主張する。

5 しかし、乙12文献及び45文献を除き、本件発明1-1の棒状部材が挿入される運搬台車の4隅の挿入孔の構成は開示されていない。

したがって、運搬台車の4隅の挿入孔に挿入される棒状部材という構成は、周知技術であるとはいえない。

b 容易想到性について

10 手で掴む部分があるハンドルを有する運搬台車に、更に周知技術のグリップ部を取り付けると、手で掴む部分が二つ存在することになるから、乙8-1-1発明にグリップ部を取り付ける必要性がない。

15 また、乙8-1-1発明の台車用安全カバーが取り付けられる運搬台車の逆U字型ハンドルは、その後ろに使用者が立ち、逆U字型ハンドルの前方に荷台があるから、逆U字型ハンドルの水平部分を握っていれば周囲の物体に手が接触することはないが、逆U字型ハンドルのカーブ部分を握ると周囲の物体に手が接触して手挟み事故が生じる場合があるので、逆U字型ハンドルのカーブ部分に乙8-1-1発明の台車用安全カバーを取り付けて、手が周囲の物体に接触しないようにするものである。

20 これに対し、乙12文献等の棒状部材は、運搬台車の4隅の挿入孔に立設する上下方向に沿った長尺状の部材であり、上下方向のどの位置が握られるかはわからない上、棒状部材のどこを握っても周囲の物体との間で手の接触が生じる可能性がある。

25 したがって、棒状部材は保護部材の取付位置が特定できず、取付位置によっては、手と周囲の物体との接触防止を図ることができないの

であり、この点で課題の共通性がない。

仮に動機付けがあるとしても、乙 8－1－1 発明に周知技術のグリップ部を取り付けると製品を開くことができなくなる、運搬台車の逆 U 字型ハンドルには端部がないのでグリップ部を取り付けることができないという阻害要因があり、乙 8－1－1 発明に周知技術のグリップを適用することはできない。

(イ) 本件発明 1－2 及び本件発明 1－3 について

前記イ (イ) のとおり、乙 8－1－2 発明の台車用安全カバーは「円板状」ではなく、この点で構成が相違するから、同相違点がないことを前提とする被告らの進歩性欠如の主張は理由がない。

(ウ) 本件発明 1－4 について

前記 (ア) b のとおり、乙 8－1－1 発明に周知技術のグリップを適用することに、動機付けはなく、阻害要因もあるから、周知技術のグリップは適用できない。

(エ) 本件発明 2 について

a 挿入孔がないこと

前記 (ア) のとおり、被告らが主張する文献からは運搬台車の 4 隅に手押部材を挿入する上下方向に沿った挿入孔がある構成が開示されているとはいえないし、乙 1 文献に開示されているものは、逆 U 字型ハンドルであり、上下方向に沿った長尺状の手押部材ではない。

したがって、運搬台車の 4 隅に棒状部材を挿入する上下方向に沿った挿入孔の構成は乙 1 2 文献及び 4 5 文献にしか開示されていないから、周知技術であるとはいえない。

b 動機付けがないこと

仮に、乙 1 2 文献及び 4 5 文献に記載された発明のみをもって、運搬台車の四隅の挿入孔に手押部材を挿入する技術が開示されており、

これをもって周知技術とするとしても、乙８－２発明は、乙８文献に記載されているように、台車用安全カバーを「ハンドルのカーブ部分」に取り付ける発明であり、ハンドルのカーブ部分がない乙１２文献等に記載の発明の手押部材に置き換えることはできず、仮に置き換えたとしても、手の保護を図ることができない。

したがって、乙８－２発明のハンドルを乙１２文献等の手押部材に置き換える動機付けはない。

(オ) 小括

以上によれば、被告らの乙８発明を主引用例とする本件各発明の進歩性欠如の主張はいずれも理由がない。

(7) 争点３－２（乙９文献又は乙１０文献を主引用例とする本件各発明の進歩性欠如）について

（被告らの主張）

ア 本件各発明と乙９文献又は乙１０文献に記載された発明（以下「乙９発明」という。）との対比

(ア) 本件発明１－１との対比

a 発明の認定

乙９文献には、次の構成を有する発明（以下「乙９－１－１発明」という。）が記載されていると認められる。そして、乙１０文献にも同一の発明が記載されていると認められる。

１－１ a 運搬台車の４隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材であって、

１－１ b 使用者が手で掴むグリップ部を有する棒状部材。

b 本件発明１－１と乙９－１－１発明との一致点及び相違点

本件発明１－１と乙９－１－１発明を対比すると、両者の構成は、運搬台車の４隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用

者が手で掴むグリップ部を有している点で一致している。

他方で、本件発明 1-1 と乙 9-1-1 発明は、本件発明 1-1 が、
「前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも外
側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しない
ように保護する保護部」（構成要件 1-C）及び「前記棒状部材が挿
入される取付穴」（構成要件 1-D）を有し、「前記取付穴に前記棒
状部材が挿入される方向から見て、前記保護部は、略円形である」
（構成要件 1-D）、「長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護
部材」（構成要件 1-A）であるのに対し、乙 9-1-1 発明はこの
ような保護部及び保護部材を備えない点で相違する。

(イ) 本件発明 1-2 との対比

乙 9 文献には、乙 9-1-1 発明と同一の構成を有する発明（以下
「乙 9-1-2 発明」という。）が記載されていると認められ、乙 10
文献にも同一の発明が記載されていると認められる。

そして、本件発明 1-2 と乙 9-1-2 発明は、運搬台車の 4 隅に位
置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者が手で掴むグリップ
部を有している点で一致している。

他方で、本件発明 1-2 と乙 9-1-2 発明は、本件発明 1-2 が
「前記保護部は、円板状である」（構成要件 1-2 A）のに対し、乙 9
-1-2 発明はこのような保護部及び保護部材を備えない点で相違する。

(ウ) 本件発明 1-3 との対比

乙 9 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 9-1-3 発明」と
いう。）が記載されていると認められる。そして、乙 10 文献にも同一
の発明が記載されていると認められる。

1-3 a 運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒
状部材であって、

1-3b 使用者が手で掴むグリップ部を有する棒状部材。

本件発明1-3と乙9-1-3発明を対比すると、両者の構成は、運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者が手で掴むグリップ部を有している点で一致している。

5 他方で、本件発明1-3と乙9-1-3発明は、本件発明1-3が、「前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を握んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」（構成要件1-3C）、「前記棒状部材が挿入される取付穴」（構成要件1-3D）を有し、「前記保護部は、円板状である」
10 「（構成要件1-3E）」、「長尺の棒状部材に対して取り付けられる保護部材」（構成要件1-3A）であるのに対し、乙9-1-3発明はこのような保護部及び保護部材を備えない点で相違する。

(エ) 本件発明1-4との対比

乙9文献には、乙9-1-1発明と同一の構成を有する発明（以下
15 「乙9-1-4発明」という。）が記載されていると認められ、乙10文献にも同一の発明が記載されていると認められる。

そして、本件発明1-4と乙9-1-4発明は、運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者が手で掴むグリップ部を有している点で一致している。

20 他方で、前記(ア)ないし(ウ)で述べた相違点のほか、乙9-1-4発明は、運搬台車の棒状部材の一部がグリップ部となるため、構成要件1-4Aの「前記グリップ部は、略円筒状であって、」の構成及び構成要件1-4Bの「前記グリップ部の内部に前記取付穴が位置していること」の構成を備えない点で、本件発明1-4と相違する。

25 (オ) 本件発明2との対比

a 発明の認定

乙 9 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 9－2 発明」という。）が記載されていると認められる。そして、乙 10 文献にも同一の発明が記載されていると認められる。

2 a 運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺状の棒状部材であって、

2 b 使用者が手で掴むグリップ部を有する棒状部材。

b 乙 9－2 発明と本件発明 2 の一致点及び相違点

本件発明 2 と乙 9－2 発明を対比すると、両者の構成は、運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入される長尺状の手押部材に使用者が手で掴むグリップ部を有している点で一致する。

他方で、本件発明 2 と乙 9－2 発明は、本件発明 2 が「上下方向に対して直交する方向から見て前記グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」を備えるのに対し、乙 9－2 発明はこのような保護部を備えない点で相違する。

イ 進歩性の欠如について

(ア) 本件発明 1－1 の容易想到性

平成 30 年 3 月 1 日発行の「安全スタッフ」（乙 3。以下「乙 3 文献」という。）には、棒状部材が挿入される取付穴を有し、取付穴に棒状部材が挿入される方向から見て、略円形で、グリップ部の外周面よりも外側に突出させてグリップ部を掴んだ手が挟まれるのを防止する円板状の部材である鐐状のガードに係る発明（以下「乙 3 発明」という。）が記載されていた。

乙 8－1－1 発明や乙 3 発明は、運搬台車の使用者の手が挟まれるという課題に対し、運搬台車の使用者が運搬台車を掴んだ手の小指側に近

い位置に、グリップ部の外周面よりも外側に突出された円形状の台車用安全カバー及び鏢状のガードという円板状の部材を取り付けることにより、当該課題を解決するものであるといえ、かつ、前記ア(ア) b の相違点に係る構成を開示するものである。

5 乙 9－1－1 発明、乙 8－1－1 発明及び乙 3 発明はいずれも運搬台車と技術分野が共通し、運搬台車の使用者の手指が挟まれる事故を防止するとの課題も共通するため、乙 9－1－1 発明に、当該課題の解決手段である上記相違点に係る構成を開示する乙 8－1－1 発明や乙 3 発明を組み合わせる強い動機付けがあった。

10 したがって、乙 9－1－1 発明に、乙 8－1－1 発明や乙 3 発明に開示された構成を採用することは、当業者が容易に想到し得たものである。

 また、仮に、本件発明 1－1 においては、保護部材が長尺の棒状部材に対して取り付けられるのに対して、乙 9－1－1 発明に乙 8－1－1 発明や乙 3 発明を適用した発明においては台車用安全用カバーや鏢状のガードのみが長尺状の棒状部材に対して取り付けられ、グリップ部は取
15 り付けられない点が実質的に相違するとしても、当該相違点に係る構成によってグリップ部及び保護部の機能・作用を異にするものではなく、前記(6) (被告らの主張) ウ(ア) a のとおり、本件優先日当時、運搬台車に棒状部材とは別の部材で覆うグリップ部を設け、保護部とグリップ部を一体化することは周知の技術であり、当該相違点は当業者が適宜なし
20 得る設計変更にすぎない。

 したがって、本件発明 1－1 は、乙 9－1－1 発明に乙 8－1－1 発明を組み合わせるか、乙 9－1－1 発明に乙 3 発明を組み合わせることにより、容易に発明することができたものである。

25 (イ) 本件発明 1－2 及び本件発明 1－3 の容易想到性

 乙 8－1－2 発明の台車用安全カバー及び乙 3 発明の鏢状のガードは

円板状である。

そして、前記(ア)と同様の理由により、乙 9-1-2 発明に乙 8-1-2 又は乙 3 発明を適用すること及び乙 9-1-3 発明に乙 8-1-3 発明又は乙 3 発明を適用することは容易であるといえる。

5 (ウ) 本件発明 1-4 の容易想到性

乙 9-1-4 発明は、運搬台車の棒状部材の一部がグリップ部であるため、略円筒状で、内部に取付穴が位置するグリップ部を備えない点で、本件発明 1-4 と相違する。

10 しかし、運搬台車に、略円筒状で、内部に取付穴が位置するグリップ部を備えたものは、前記(6)（被告らの主張）ウ(ア) a のとおり、周知であった。

また、仮に、本件発明 1-4 の「保護部材」が、グリップ部と保護部を一体としたものであると解釈しても、略円筒状のグリップ部と保護部を一体化する構成は、前記(6)（被告らの主張）ウ(ア) a のとおり、周知であった。

そのため、これらの公知例に接した当業者であれば、グリップ部を運搬台車の手押部材とは別の部材とし、グリップ部と保護部を一体に構成することは容易に想到し得たものである。

したがって、本件発明 1-4 は、本件発明 1-1 と同様に、当業者が乙 9-1-4 発明に乙 8-1-4 及び周知技術を組み合わせることにより容易に発明することができたものである。

20 (エ) 本件発明 2 の容易想到性

乙 9 文献及び乙 10 文献には、運搬台車を走行させる際に、他の運搬台車等と接触することで、運搬台車の使用者の手指が挟まれる事故が発生することが開示されており、このような課題が認識されていた。

25 一方で、乙 8-2 発明や乙 3 発明では、運搬台車の使用者の手が挟ま

れるという課題に対し、前記ア(オ) b の相違点に係る構成、すなわち、
「上下方向の手押部材に対して直交する方向から見てグリップ部と重な
らない位置に配置されると共に、グリップ部の外周面よりも外側に突出」
された円形状の台車用安全カバー及び鏢状のガードという円板状の部材
を取り付けることにより、当該課題を解決することが示されている。

そうすると、乙 9－2 発明に乙 8－2 発明又は乙 3 発明を組み合わせ
ることによって、本件発明 2 と同一の構成の発明を得ることができると
いえる。

そして、乙 9－2 発明は、乙 8－2 発明や乙 3 発明と同様、運搬台車
に関する発明であり、乙 9－2 発明には、運搬台車の使用者の手指が挟
まれる事故を防止するという問題点（課題）が記載されていることから、
乙 9－2 発明に、乙 8－2 発明や乙 3 発明の当該課題の解決手段である
上記相違点に係る構成を組み合わせる強い動機付けがあるといえる。

したがって、乙 9－2 発明に、乙 8－2 発明や乙 3 発明に開示された
構成を採用することは当業者が容易に想到し得たものである。

(オ) 小括

以上によれば、本件各発明は、乙 9 発明に乙 8－2 発明又は乙 3 発明
を組み合わせることにより、容易に想到し得るものである。

(原告の主張)

ア 本件発明 1－1 について

(ア) 乙 9－1－1 発明に乙 8－1－1 発明を適用する動機付けがないこと

乙 8－1－1 発明は、保護部材自体がグリップ部を備えているわけ
ではないため、乙 8－1－1 発明を乙 9－1－1 発明に組み合わせたとし
ても、保護部材がグリップ部を有することにはならないが、仮に、乙 9
－1－1 発明に乙 8－1－1 発明を組み合わせることにより、本件発明
1－1 と同じ構成の発明を得ることができるとしても、次に述べるとお

り、これらの発明を組み合わせる動機付けがあるとはいえない。

すなわち、乙８－１－１発明は、逆Ｕ字型ハンドルの水平部分を握っていれば、周囲の物体との間で手の接触は生じないが、逆Ｕ字型ハンドルのカーブ部分を握ると、周囲の物体との間で手の接触が生じて手挟み事故が発生する可能性があるため、同カーブ部分に台車用安全カバーを取り付け、手が同カーブ部分にかからないようにして、ハンドルを掴んだ手が周囲の物体に接触しないようにするものであるのに対し、乙９－１－１発明の棒状部材は、上下方向にまっすぐで、棒状部材のどこを握っても手挟み事故の可能性はある。したがって、両者には課題の共通性はない。また、上記のとおり、乙８－１－１発明の台車用安全カバーは、カーブ部分に取り付け、台車用安全カバーの角を接触させることにより、手の保護を図ることができるものであるから、乙９－１－１発明の棒状部材に取り付けたとしても、周囲の物体から手を保護できない。以上によれば、ハンドルのカーブ部分での手挟み事故の防止を目的とする乙８－１－１発明を乙９－１－１発明のカーブ部分がない棒状部材に適用する動機付けがないことは明らかである。

さらに、乙８－１－１発明の台車用安全カバーを乙９－１－１発明の長尺の棒状部材に取り付ける場合であっても、例えば、乙８－１－１発明の台車用安全カバーを任意の位置に取り付けたときに、作業者は身長に応じて台車用安全カバーよりも下側を掴むか上側を掴むかを定めるため、被告らが主張するように、乙８－１－１発明の台車用安全カバーを握った手よりも下側に取り付ける動機付けはない。

仮に、乙８－１－１発明の台車用安全カバーを乙９－１－１発明と組み合わせる動機付けがあったとしても、前記(6)(原告の主張)ウ(7) bのとおり、台車用安全カバーにグリップ部を設けると、グリップ部が邪魔になって長尺の棒状部材を挟み込むという作業ができないのであり、

阻害要因があるといえる。

(イ) 乙 9－1－1 発明に乙 3 発明を適用する動機付けがないこと

乙 8－1－1 発明と同様、乙 3 発明においては、保護部材自体がグリップ部を備えているわけではないため、乙 3 発明を乙 9－1－1 発明に
5 組み合わせたととしても、保護部材がグリップ部を有することにはならないが、仮に、乙 9－1－1 発明に乙 3 発明を組み合わせることにより、
本件発明 1－1 と同じ構成の発明を得ることができるとしても、次に述
べるとおり、これらの発明を組み合わせる動機付けがあるとはいえない。

すなわち、乙 3 発明は、運搬台車の逆 U 字型ハンドルの水平方向に沿
10 った取っ手において、これ以上左右方向に手が移動すると手挟みの危険
がある位置に一对の鏢状のガードを取り付け、手の移動範囲を規制する
ことにより、取っ手の両端やそこから下向きに延びる支柱を握ってしま
ってその手が周囲の物体に接触するのを防止するためのものであり、こ
の鏢状のガード自体で手と周囲の物体との接触を防止するものではない。
15 一方で、乙 9－1－1 発明の棒状部材には、乙 3 発明の運搬台車の取っ
手のような、そこを握っていれば安全であるという水平方向に沿った取
っ手は存在せず、棒状部材のどこを握っても手挟み事故の可能性があ
る。したがって、水平方向に沿った取っ手が存在しない乙 9－1－1 発明に、
乙 3 発明を適用できないことは明らかであり、適用の動機付けがないこ
20 とは明らかである。

また、乙 9－1－1 発明の棒状部材は上下方向にまっすぐで、棒状部
材のどこを握っても手挟み事故の可能性があり、この棒状部材に乙 3 発
明の一对の鏢状のガードを取り付けて手の移動範囲を規制したとしても、
乙 9－1－1 発明では本件発明 1－1 のグリップ部のように握る位置の
25 特定がされないから、周辺の物体との間の手挟みが生じる可能性が依然
としてある。したがって、この点からも乙 9－1－1 発明に乙 3 発明の

錨状のガードを組み合わせる動機付けは存在しない。

さらに、乙3文献には、別紙図面等目録記載7の図面が掲載されているとともに、「積荷との干渉を防止するために、支柱と取っ手間の距離を80mm以上確保する。」との説明が記載されており、取っ手の位置を80mm後方に曲げている。もし、被告らの主張のように、乙3発明の錨状のガードに、積荷と手との接触を防止する機能があるとする、このような取っ手の後方への曲げは不要なはずであるが、このような構成をとらざるを得ないのは、乙3発明の錨状のガードにそのような積荷と手との接触を防止する機能がないためである。

したがって、乙3発明を乙9-1-1発明に適用するという動機付けがないことは明らかである。

(ウ) 乙9-1-1発明に乙3発明を適用する阻害要因があること

前記(イ)のとおり、乙3発明は、運搬台車の逆U字型ハンドルの水平方向に沿った取っ手において、これ以上左右方向に手が移動すると手挟みの危険がある位置に一对の錨状のガードを取り付け、手の移動範囲を規制するためのものである。それゆえ、この一对の錨状ガードの間隔が左右に長いと、手の移動範囲を規制することができず、取っ手の両端やそこから下向きに延びる支柱を握ってしまい、手と周囲の物体との接触を防止することができない。そのため、乙3文献には、錨ガードは「台車幅を超えない」とする注意書きがある（別紙図面等目録記載7の図面参照）。

仮に、乙9-1-1発明に乙3発明の錨状のガードを適用すると、乙3発明の「台車幅を超えない」とする注意書きに反して、乙3発明の錨ガードが台車幅を超えて取り付けられることになりかねない。したがって、乙3発明に接した当業者が、「台車幅を超えない」とする注意書きに反するような使用方法を適用することには、阻害要因があるといえる。

また、乙３発明の鏢状ガードは、上下に分割されたパーツで逆Ｕ字状の取っ手部分を上下から挟み込んで取り付けるものであるから、乙３発明の鏢状ガードにグリップ部を付けるとグリップ部が邪魔になってパーツを分割できなくなり、乙９－１－１発明の棒状部材を挟み込むという作業ができず、乙９－１－１発明の棒状部材に装着することができないという阻害要因がある。

以上のように、被告らの乙９－１－１発明を主引用例とする本件発明１－１の進歩性欠如の主張は理由がない。

イ 本件発明１－２及び１－３について

前記(6)(原告の主張)イ(イ)及び同(ウ)のとおり、乙８－１－２発明及び乙８－１－３発明は、「円板状」の保護部を備えていないから、乙９－１－２発明及び乙９－１－３発明に乙８－１－２発明又は乙８－１－３発明を適用したとしても、本件発明１－２及び１－３と同一の構成にはならない。

また、前記ア(ア)及び(イ)と同様に、乙９－１－２発明及び乙９－１－３発明に乙３発明又は乙８－１－２発明若しくは乙８－１－３発明を適用する動機付けもない。

したがって、被告らの乙９－１－２発明及び乙９－１－３発明を主引用例とする本件発明１－２及び１－３の進歩性欠如の主張は理由がない。

ウ 本件発明１－４について

乙９－１－４発明にグリップ部を適用することに動機付けがないことは、乙８－１－４発明を主引用例とする無効理由の場合(前記(6)(原告の主張)ウ(ウ)参照)と同様である。

したがって、被告らの乙９－１－４発明を主引用例とする本件発明１－４の進歩性欠如の主張は理由がない。

エ 本件発明２について

乙 9 文献及び乙 10 文献には、運搬台車の 4 隅の挿入孔が開示されていない上、運搬台車で手を挟んだり、ぶついたりする事故が発生していることが述べられているだけで、その解決手段は何ら記載されていない。

したがって、乙 9－2 発明に接した当業者は、運搬台車に係る事故を防ぐべく保護部材を採用するという発想に至ることはできず、かつ、副引用例である乙 8－2 発明又は乙 3 発明を組み合わせても、前記（被告らの主張）ア(オ)の相違点を埋めることができない。

また、前記ア(ア)と同様に、乙 8－2 発明の台車用安全カバーは、カーブ部分に取り付けることを前提としたものであるから、乙 9－2 発明の棒状部材に取り付ける動機付けはなく、仮に取り付けたとしても手の保護を図ることができない。

さらに、前記ア(イ)のとおり、乙 9－2 発明に乙 3 発明を適用する動機付けはなく、かつ乙 9－2 発明に乙 3 発明を適用するのには阻害要因がある。

したがって、被告らの乙 9－2 発明を主引用例とする本件発明 2 の進歩性欠如の主張は理由がない。

オ 小括

以上によれば、被告らの乙 9 発明を主引用例とする本件発明 1－1 ないし本件発明 1－4 の進歩性欠如の主張及び乙 9 発明を主引用例とする本件発明 2 の進歩性欠如の主張はいずれも理由がない。

(8) 争点 3－3（乙 1 文献を主引用例とする本件各発明の新規性又は進歩性欠如）について

（被告らの主張）

ア 本件各発明と乙 1 文献に記載された発明（以下「乙 1 発明」という。）の対比

(ア) 本件発明 1－1 との対比

a 発明の認定

護部) が取り付けられている保護部材であって、

1-1 b ハンドル4の立ち上がり部4 b 上端部(手押し部4 a との接続領域)に位置する使用者が手で掴むグリップ部と

1-1 c グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止する衝撃緩衝用部材の本体1を有し、

1-1 d 係止孔1 a (取付穴)を有し、

1-1 e 衝撃緩衝用部材の本体1は、取付穴に棒状部材が挿入される

1-1 f ことを特徴とする保護部材

b 構成要件1-1 Aについて

構成乙1-1-1 aの「ハンドル4」は、構成要件1-1 Aの「運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」に該当し、構成乙1-1-1 aの「衝撃緩衝用部材の本体1」は、構成要件1-1 Aの「棒状部材に対して取り付けられる保護部材」に該当する。

したがって、乙1-1-1発明と本件発明1-1は、構成要件1-Aの点で構成が一致する。

これに対し、原告は、乙1-1-1発明には運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材というものは開示されていないと主張するが、原告の主張に理由がないこと、及び、本件発明1においては保護部材が長尺の棒状部材に対して取り付けられるのに対して、乙1-1-1発明においては衝撃緩衝用部材の本体1(保護部)がハンドル4に取り付けられる点は相違点ではないことは、前記(6)(被告らの主張)イ(7) bのとおりである。

c 構成要件1-1 Bについて

構成乙1-1-1 bの「ハンドル4の立ち上がり部4 b 上端部」は、

構成要件 1 B の「使用者が手で掴むグリップ部」に該当する。

したがって、乙 1-1-1 発明と本件発明 1-1 は、構成要件 1-B の点で構成が一致する。

d 構成要件 1-1 C について

5 構成乙 1-1-1 c の「衝撃緩衝用部材の本体 1」は、構成要件 1-1 C の「前記グリップ部の下側に位置し、前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」に該当する。

したがって、乙 1-1-1 発明と本件発明 1-1 は、構成要件 1-10 C の点で構成が一致する。

e 構成要件 1-1 D について

構成乙 1-1-d の「係止孔 1 a」は、「棒状部材が挿入される取付穴」（構成要件 1-1 D）に該当する。

したがって、乙 1-1-1 発明と本件発明 1-1 は、構成要件 1-15 1 D の点で構成が一致する。

原告は、乙 1-1-1 発明には、取付穴に棒状部材が挿入される方向がない旨主張するが、衝撃緩衝用部材の本体 1 には穴があいているから、これが取付穴に相当し、当該穴にハンドルが挿入された状態となるのであるから、「取付穴に棒状部材が挿入される方向」は存在している。

f 構成要件 1-1 E について

20 衝撃緩衝用部材は、別紙図面等目録記載 4 の図面のとおり、円形であり、構成乙 1-1-1 e の「衝撃緩衝用部材の本体 1 は、取付穴に棒状部材が挿入される」は、乙 1-1-1 発明の衝撃緩衝用部材が、
25 棒状部材が挿入される方向から見て円形であることを意味するから、構成要件 1-1 E の「前記取付穴に前記棒状部材が挿入される方向か

ら見て、前記保護部は、略円形」であることに該当する。

したがって、乙 1-1-1 発明と本件発明 1-1 は、構成要件 1-E の点で構成が一致する。

原告は、乙 1-1-1 発明は、ハンドル 4 を挟み込む構成であるので挟み込む方向を挿入される方向とするのならば、挿入される方向は水平方向である旨主張する。しかし、乙 1-1-1 発明の衝撃緩衝用部材は円板状で穴があり、運搬台車の使用時には、その穴にハンドル 4 が挿入された状態となる。その状態において、ハンドル 4 が挿入されている方向は、当該衝撃緩衝用部材の穴が向いている方向であり、その方向から当該製品を見れば、円形であるといえる。したがって、原告の上記主張は理由がない。

g 構成要件 1-1 F について

乙 1-1-1 発明は、保護部を備えているから、本件発明 1-1 と構成要件 1-1 F の点で構成が一致する。

h 小括

以上より、乙 1-1-1 発明と本件発明 1-1 は、その構成が全て一致している。

(イ) 乙 1-1-2 発明と本件発明 1-2 との対比

前記(ア)の検討を前提とすると、乙 1 文献には、乙 1-1-1 a ないし乙 1-1-1 f の構成に加え、次の構成を有する発明（以下「乙 1-1-2 発明」という。）が記載されていると認められる。

1-2 a 衝撃緩衝用部材の本体 1 は、円板状である。

したがって、本件発明 1-2 と乙 1-1-2 発明の構成は一致する。

(ウ) 乙 1-1-3 発明と本件発明 1-3 との対比

前記(ア)及び(イ)の検討を前提とすると、乙 1 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 1-1-3 発明」という。）が記載されていると認

められる。

1－3 a 手押し車の4隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材であるハンドル4に衝撃緩衝用部材の本体1（保護部）が取り付けられている保護部材であって、

5 1－3 b ハンドル4の立ち上がり部4 b 上端部（手押し部4 a との接続領域）に位置する使用者が手で掴むグリップ部と

1－3 c グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止する衝撃緩衝用部材の本体1を有し、

10 1－3 d 係止孔1 a（取付穴）を有し、

1－3 e 衝撃緩衝用部材の本体1は、円板状であり、取付穴に棒状部材が挿入される

1－3 f ことを特徴とする保護部材

したがって、本件発明1－3と乙1－1－3発明のその構成が一致する。
15

(エ) 乙1－1－4発明と本件発明1－4との対比

乙1文献には、前記(ア)ないし(ウ)のとおり、乙1－1－1発明ないし乙1－1－3発明と同一の構成を有する発明（以下「乙1－1－4発明」という。）が記載されていると認められる。

20 したがって、乙1－1－4発明と本件発明1－4は、構成要件1－1 Aないし1－1 F、構成要件1－2 Aないし1－2 B又は構成要件1－3 Aないし1－3 Fを備えた保護部材である点（構成要件1－4 C）で一致する。

25 他方で、乙1－1－4発明は、運搬台車の棒状部材の一部がグリップ部となるため、構成要件1－4 Aの「前記グリップ部は、略円筒状であって、」の構成及び構成要件1－4 Bの「前記グリップ部の内部に前記

取付穴が位置していること」の構成を備えない点で、本件発明 1－4 と相違する。

(オ) 本件発明 2 との対比

a 発明の認定

乙 1 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 1－2 発明」という。）が記載されていると認められる（以下、乙 1－2 発明の構成を「乙 1－2 a」などという。）。

2 a 手押し車を走行させるときに使用者が手で押すための車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入される長尺の手押部材であるハンドル 4 であって、

2 b ハンドル 4 の立ち上がり部 4 b 上端部（手押し部 4 a との接続領域）に位置する使用者が手で掴むグリップ部と

2 c 上下方向のハンドル 4 に対して直交する方向から見て、グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、グリップ部を掴む手の外側よりも外側に突出させて、壁と運搬台車との間に手が挟まれる事故を防止する衝撃緩衝用部材の本体 1 を有する、

2 d ことを特徴とする手押部材

b 構成要件 2 A について

構成乙 1－2 a の「手押し車を走行させるときに使用者が手で押すための車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入される長尺の手押部材であるハンドル 4」は、構成要件 2 A の「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺状の手押部材」に該当する。

したがって、乙 1－2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 A の点で構

成が一致する。

c 構成要件 2 B について

乙 1 - 2 発明は、「使用者が手で掴むグリップ部」を有しているから、本件発明 2 と構成要件 2 B の点で構成が一致する。

5

d 構成要件 2 C について

構成乙 1 - 2 c は、「上下方向のハンドル 4 に対して直交する方向から見て、グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、グリップ部を掴む手の外側よりも外側に突出させて、壁と台車との間に手が挟まれる事故を防止する衝撃緩衝用部材の本体 1 を有する」であり、これは、本件発明 2 の構成要件 2 C に相当する。

10

したがって、乙 1 - 2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 C の点で構成が一致する。

e 構成要件 2 D について

構成乙 1 - 2 d の「手押部材」は、構成要件 2 D の「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺状の手押部材」に相当する。

15

したがって、乙 1 - 2 発明と本件発明 2 は、構成要件 2 D の点で構成が一致する。

20

(カ) 小括

以上によれば、本件発明 1 - 1 ないし本件発明 1 - 3 は、それぞれ、乙 1 - 1 - 1 発明ないし乙 1 - 1 - 3 発明とその構成が全て一致し、本件発明 2 は乙 1 - 2 発明とその構成が全て一致している。

よって、本件発明 1 - 1 ないし本件発明 1 - 3 及び本件発明 2 は、新規性が欠如している。

25

イ 進歩性の欠如について

(ア) 本件発明 1-1 の容易想到性について

本件発明 1-1 においては、保護部材が取り付けられるのが棒状部材であるのに対し、乙 1-1-1 発明の衝撃緩衝用部材が取り付けられるのは曲がった部分を有するハンドル 4 である点が相違点であるとしても、前記(6)（被告らの主張）ウ(ア) a のとおり、運搬台車には、手押部材が逆 U 字型形状のものと、直線形状のものがあり、このような形状はいずれも本件優先日前から知られていた。そうすると、乙 1-1-1 発明のハンドル 4 を、乙 9 文献ないし乙 12 文献等にあるような棒状部材又は長尺状の手押部材とすることは、当業者が適宜なし得る設計事項であるといえる。

そして、乙 1-1-1 発明は、運搬台車が通路中の側壁や通路に置かれた荷物・機器に衝突するとこれらを傷つけ、運搬台車の荷物に損傷を与えるおそれがあることを課題として、円形状の衝撃緩衝用部材を運搬台車のハンドル部分に取り付けたものであり、円形状の衝撃緩衝用部材が手よりも大きな径を有するものであるため、運搬台車の保護と同時に手の保護を果たすものともなっている。このような乙 1-1-1 発明の課題は、逆 U 字型ハンドルを有する運搬台車であるか、直線形状の棒状部材を用いた運搬台車であるかによって異なるものではない。

したがって、本件優先日当時の当業者は、乙 1-1-1 発明の円形状の衝撃緩衝用部材を逆 U 字型ハンドルを有する運搬台車に代えて直線状の棒状部材を用いた運搬台車に取り付けることを、容易に想到し得たといえる。

(イ) 本件発明 1-2 及び 1-3 の容易想到性について

前記(ア)と同様の理由から、本件発明 1-2 及び 1-3 は、当業者がそれぞれ乙 1-1-2 発明及び乙 1-1-3 発明に基づいて容易に発明をすることができたといえ、進歩性が欠如している。

(ウ) 本件発明 1－4 の容易想到性について

前記(6) (被告らの主張) ウ(ア) a のとおり、運搬台車に略円筒状で内部に取付穴が位置するグリップ部は、周知技術であった。

また、本件発明 1－4 の「保護部材」が、グリップ部と保護部を一体としたものであるとの解釈を前提としたとしても、前記(6) (被告らの主張) ウ(ア) a のとおり、略円筒状のグリップ部と保護部を一体化する構成も、周知の構成であった。

そして、当業者であれば、グリップ部を運搬台車の手押部材とは別の部材とし、グリップ部と保護部を一体に構成することは困難ではなく、そのような構成を容易に想到し得るものである。

したがって、本件発明 1－4 は、乙 1－1－4 発明に周知技術を適用することにより、容易に発明をすることができたといえ、進歩性が欠如している。

(エ) 本件発明 2 の容易想到性について

本件発明 1－2 が上下方向に沿った長尺状の手押部材であるのに対し、乙 1－2 発明が曲がった部分を有するハンドル 4 である点で、両者が相違するとしても、本件発明 1－1 と同様の理由から、本件発明 2 は、当業者が乙 1－2 発明に基づいて容易に発明をすることができたといえ、進歩性が欠如している。

(オ) 小括

以上によれば、本件各発明は、当業者が乙 1 発明に周知技術を組み合わせることにより容易に発明することができたものといえ、進歩性が欠如している。

(原告の主張)

ア 発明の認定について

乙 1 文献に開示されているのは、手押し車が側壁等に衝突した場合に側

壁や車載荷物が破損してしまうのを防止するための衝撃緩衝用部材（【０００１】及び【０００５】）であり、運搬台車の使用者の手の保護を目的とする本件発明１とは目的が異なる。

したがって、この目的の相違から、乙１発明と本件各発明は、構成を全く異にする。

イ 相違点について

(ア) 本件発明１－１と乙１－１－１発明との相違点

a 構成要件１－１Ａについて

乙１－１－１発明が有するのは「棒状部材」ではないハンドル４であり、その棒状部材に取り付けられる「保護部材」の構成も有しない。

したがって、本件発明１－１と乙１－１－１発明は、構成要件１－１Ａの点で構成が相違する。

b 構成要件１－１Ｂについて

乙１－１－１発明の衝撃緩衝用部材には手で掴む「グリップ部」がない。乙１－１－１発明の手押し車で移動時に手で掴む部分は、手押しハンドル４の手押し部４aであり（【００１７】）、衝撃緩衝用部材に設けられたグリップ部ではない。

したがって、本件発明１－１と乙１－１－１発明は、構成要件１－１Ｂの点で構成が相違する。

c 構成要件１－１Ｃについて

乙１－１－１発明の衝撃緩衝用部材は、手押し車が側壁等に衝突した場合に側壁や車載荷物が破損してしまうのを防止するための衝撃緩衝用部材であり（【０００１】及び【０００５】）、運搬台車の使用者の手の保護を目的とするものでない。

乙１文献の記載を見ても、手と衝撃緩衝用部材との位置関係や衝撃緩衝用部材の大きさ等が記載されておらず、衝撃緩衝用部材で手と壁

等の周囲の物体との接触を防げるとはいえない。

また、手押し車の移動時に手押し部 4 a を握る手は、衝撃緩衝用部材と離れた位置にあり、壁等の物体の形状や手の位置によっては物体と手押し部 4 a を握る手の接触を防止することはできない。

5 したがって、乙 1－1－1 発明の衝撃緩衝用部材は、手と壁等の周囲の物体との接触を防げる「保護部」ではない。

以上によれば、本件発明 1－1 と乙 1－1－1 発明は、構成要件 1－1 C の点で構成が相違する。

d 構成要件 1－1 D について

10 乙 1 文献には、棒状部材が開示されていないのであるから、棒状部材が挿入される「取付穴」というものも存在しない。乙 1－1－1 発明の衝撃緩衝用部材は、係止孔 1 a を切欠部 2 によりこじ開けて手押しハンドル 4 を挟み込み、密接手段 3 で固定するものであり（【0 0 1 5】及び【0 0 2 2】）、取付穴にハンドル 4 を挿入するとい
15 のではない。

したがって、本件発明 1－1 と乙 1－1－1 発明は、構成要件 1－1 D の点で構成が相違する。

e 構成要件 1－1 E について

20 乙 1－1－1 発明の衝撃緩衝用部材は、取付穴に棒状部材を挿入する構成ではないので、「取付穴に棒状部材が挿入される方向」というものはない。あえて方向をいうのであれば、ハンドル 4 を挟み込む構成であることから、水平方向であり、水平方向から同部材を見れば長方形である。

25 したがって、本件発明 1－1 と乙 1－1－1 発明は、構成要件 1－1 E の点で構成が相違する。

(イ) 本件発明 1－2 と乙 1－1－2 発明及び本件発明 1－3 と乙 1－1－

3 発明との相違点

前記(ア)と同様に、乙1-1-2発明及び乙1-1-3発明の衝撃緩衝用部材は、本件発明1-2及び1-3の「保護部」に該当しない。

したがって、乙1-1-2発明は、本件発明1-2と構成要件1-2 Aの点で構成が相違し、本件発明1-3と構成要件1-3 Aないし1-3 Eの点で構成が相違する。

(ウ) 本件発明1-4と乙1-1-4発明との相違点

前記(ア)と同様に、乙1-1-4発明の衝撃緩衝用部材1は、「グリップ部」(構成要件1-4 A)の構成も、「取付穴」(構成要件1-4 B)の構成も有していない。

したがって、乙1-1-4発明と本件発明1-4は、構成要件1-4 A及び1-4 Bの点で構成が相違する。

(エ) 本件発明2と乙1-2発明との相違点

乙1文献には、本件発明2の構成要件2 Aの「台車の4隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入される上下方向に沿った長尺状の手押部材」というものは開示されていない。乙1文献に開示されているのは、長尺状の手押部材でない逆U字型の手押しハンドル4であるし、ハンドル4は、挿入孔に挿入されるものでもないから、構成要件2 Aの構成とは異なる。したがって、本件発明2と乙1-2発明は、構成要件2 Aの点で構成が相違する。

また、乙1-2発明の手押し車において、本件発明2の構成要件2 Bのグリップ部に相当するものは、手押しハンドル4の手押し部4 aである(【0017】)。したがって、乙1文献の図11において、衝撃緩衝用部材1は手押し部4 aの外周面よりも外側に突出しているわけではないので、本件発明2の構成要件2 Cの「前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて」の要件を充足しない。すなわち、衝撃緩衝用部材

が外側に突出しているのは、手押しハンドル４の立ち上がり部４ｂの外周面（【００２２】）からである。以上によれば、本件発明２と乙１－２発明は、構成要件２Ａ及び２Ｃの点で構成が相違する。

(オ) 小括

5 以上によれば、被告らの乙１発明を主引用例とする新規性欠如の主張は理由がない。

ウ 進歩性の欠如の主張に対する反論

(ア) 本件発明１－１の進歩性欠如の主張について

10 被告らは、乙１－１－１発明のハンドル４を、乙９文献ないし１２文献等にあるような棒状部材又は長尺状の手押部材とすることは、周知技術を当業者が適宜適用し得る事項である旨主張するが、周知技術であることと、かかる技術を乙１－１－１発明に適用できるか否かは、別問題である。

15 乙１－１－１発明は、カーブを有するハンドルをその構成とするものであり、これを変更する示唆が乙１－１－１発明にはない。

すなわち、乙１－１－１のハンドルの水平部分の手押し部は、ここを握っていれば安全な部分なのであるから、手挟み事故防止の観点から、乙１－１－１発明の逆Ｕ字型ハンドルの運搬台車を一直線の棒状部材を用いた運搬台車に置き換える必要性はない。

20 また、運搬台車を握った手が挟まれる課題があると被告らが主張する乙９文献ないし乙１２文献等にあるような棒状部材又は長尺状の手押部材と、手押し車に載せている荷物に損傷を与えないようにすることを目的とした乙１－１－１発明とは、その発明の目的が共通しているとはいえない。

25 (イ) 本件発明１－２ないし本件発明１－４の進歩性欠如の主張について

乙１－１－２ないし乙１－１－４発明の衝撃緩衝用部材が「保護部」

に該当しないことは、前記イ(ア)と同様である。

また、前記(ア)と同様に、乙 1－1－2 発明ないし乙 1－1－4 発明の逆 U 字型ハンドルを乙 9 文献ないし 1 2 文献等に記載の棒状部材又は長尺状の手押部材に変更する示唆が乙 1 文献にはなく、乙 1－1－2 発明

5

を適用する動機付けはない。

(ウ) 本件発明 2 の進歩性欠如の主張について

前記イ(ア)と同様に、乙 1－2 発明の衝撃緩衝用部材は「保護部」に該当しないし、乙 1－2 発明の逆 U 字型ハンドルを、乙 9 文献ないし 1 2 文献等に記載の棒状部材又は長尺状の手押部材に変更する示唆が乙 1 文

10

献にはなく、乙 1－2 発明に乙 9 文献ないし 1 2 文献等に記載の周知技術

(エ) 小括

以上によれば、被告らの乙 1 発明を主引用例とする本件各発明の進歩性欠如の主張はいずれも理由がない。

15

(9) 争点 3－4 (乙 1 2 文献を主引用例とする本件各発明の進歩性欠如) について

(被告らの主張)

ア 本件各発明と乙 1 2 文献に記載された発明 (以下「乙 1 2 発明」という。)の対比

20

(ア) 本件発明 1－1 と対比

a 発明の認定

乙 1 2 文献には、次の構成を有する発明 (以下「乙 1 2－1－1 発明」という。) が記載されていると認められる。

1－1－a 運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材を有する棒状部材であって、

25

1-1-b 使用者が手で掴むグリップ部を有する棒状部材。

b 本件発明 1-1 と乙 1 2-1-1 発明との一致点及び相違点

乙 1 2-1-1 発明には、本件発明 1-1 の構成要件 1 A のうち
「運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材」が
開示されている。

よって、乙 1 2-1-1 発明と本件発明 1-1 は、上記の構成にお
いて一致するが、その余の全ての構成において相違する。

(イ) 本件発明 1-2 との対比

乙 1 2 文献には、前記 (ア) のとおり、乙 1 2-1-1 発明と同一の構成
を有する発明（以下「乙 1 2-1-2 発明」という。）が記載されてい
ると認められる。

したがって、本件発明 1-2 と乙 1 2-1-2 発明は、運搬台車の 4
隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者が手で掴むグ
リップ部を有している点で一致している。

他方で、本件発明 1-2 と乙 1 2-1-2 発明は、前記 (ア) b の相違点
に加え、本件発明 1-2 が「前記保護部は、円板状である」（構成要件
1-2 A）のに対し、乙 1 2-1-2 発明はこのような保護部及び保護
部材を備えない点で相違する。

(ウ) 本件発明 1-3 との対比

乙 1 2 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 1 2-1-3 発明」
という。）が記載されていると認められる。

1-3-a 運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒
状部材を有する棒状部材であって、

1-3-b 使用者が手で掴むグリップ部を有する棒状部材。

本件発明 1-3 と乙 1 2-1-3 発明を対比すると、両者の構成は、
運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者

が手で掴むグリップ部を有している点で一致し、その余の全ての構成において相違する。

(エ) 本件発明 1－4 との対比

乙 1 2 文献には、前記(ア)のとおり、乙 1 2－1－1 発明と同一の構成を有する発明（以下「乙 1 2－1－4 発明」という。）が記載されていると認められる。

したがって、本件発明 1－4 と乙 1 2－1－4 発明は、運搬台車の 4 隅に位置する挿入孔に挿入される長尺の棒状部材に使用者が手で掴むグリップ部を有している点で一致している。

他方で、前記 (ア) 及び(イ)の相違点のほか、乙 1 2－1－4 発明は、台車の棒状部材の一部がグリップ部となるため、構成要件 1－4 A の「前記グリップ部は、略円筒状であって、」の構成及び構成要件 1－4 B の「前記グリップ部の内部に前記取付穴が位置していること」の構成を備えない点で、本件発明 1－4 と相違する。

(オ) 本件発明 2 との対比

a 発明の認定

乙 1 2 文献には、次の構成を有する発明（以下「乙 1 2－2 発明」という。）が記載されていると認められる。

2 a 運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、運搬台車を走行するときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺の手押部材であって、

2 b 使用者が手で掴むグリップ部を有する手押部材。

b 本件発明 2 と乙 1 2－2 発明との相違点

乙 1 2－2 発明には、本件発明 2 の構成要件 2 A 「運搬台車の 4 隅に位置する上下方向に沿った挿入孔に挿入され、前記運搬台車を走行させるときに使用者が手で押すための前記上下方向に沿った長尺状の

手押部材であって、」の構成が開示されている。よって、その余の全ての構成において、乙１２－２発明と本件発明２とは相違する。

イ 進歩性の欠如について

(ア) 本件発明１－１の容易想到性について

5 本件発明１－１は、当業者が乙１２－１－１発明に以下の各発明を組み合わせるにより容易に発明をすることができたといえ、進歩性が欠如している。

a 乙４１文献に記載の発明（以下「乙４１発明」という。）との組合せ

乙４１発明は、運搬台車の使用者の手指が挟まれる事故が起こることの解決策として、円形状の部材（以下「膨出部２Ｂ」という。別紙
10 図面等目録記載９の図面参照。）とグリップ部とを有するグリップを嵌入装着することを開示している。かかるグリップ部は円筒状であり、膨出部２Ｂはグリップ部の外周面より外側に突出している。すなわち、乙４１発明は、①使用者が手で掴むグリップ部と、②グリップ部の外
15 周面よりも外側に突出させてグリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する膨出部２Ｂとを有するアクセルグリップであって、③膨出部２Ｂは、上下方向に対して直交する方向から見てグリップ部と重ならない位置に配置されるアクセルグリップである。

乙４１発明は、運搬台車に関するものではなく、ローリフトのハンド
20 ル装置に関するものであるが、いずれも物資を運搬するために使用者が手で掴んで使用するものであり、ローリフトが属する産業機械分野は建設機械分野の隣接分野で、産業機械と建設機械の両者を製造する企業、販売する企業ないしレンタルする企業が現実存在していることから、技術分野は共通している。

25 また、ローリフトに類似したリフトやハンドリフトであれば、建設現場でも使用される。

さらに、乙４１文献には、障害物から手を保護するという課題（問題点）と、その解決手段が記載されており、課題と解決手段は乙１２－１－１発明のそれと共通する。

したがって、乙１２－１－１発明の運搬台車に、乙４１発明を組み合わせる動機付けがあるといえ、当業者であれば、乙１２－１－１発明から本件発明１－１を発明することは容易であったといえる。

これに対し、原告は、乙４１発明のアクセルグリップは、軸周りに回転させて運転するものであり、乙１２－１－１発明の手押部材と異なる旨主張する。しかし、ローリフトも運搬台車も、いずれも棒状部材を手で持って掴んで移動させる点で共通し、回転させるか否かは、膨出部２Ｂを備えたグリップが取り付けられる台車の違いにすぎず、本件発明１－１との相違点とはならない。

また、原告は、乙４１文献に記載の「ｘ方向の障害物」が何か、どのような状況で手を保護すべきか、その明細書から理解できないと主張するが、現場には様々な物体が存在し、同文献記載のｙ方向やｘ方向に手の周りに接触する可能性のある壁や積荷などの物体が存在し得ることは、容易に理解される。

さらに、原告は、乙４１発明のアクセルグリップの膨出部２Ｂ側には穴がないから、これを乙１２－１－１発明に取り付けることができないとも主張するが、乙１２－１－１発明に乙４１発明を組み合わせる際に、穴を設けて取り付けできるようにすることは、当業者が適宜行う技術の具体的適用に伴う設計変更にすぎない。

よって、原告の主張はいずれも理由がない。

b 乙４３文献に記載の発明（以下「乙４３発明」という。）との組合せ

乙４３発明には、手押し運搬車の手押部材に対して、手で握るグリップ部と円板状の突出部とを設ける構成（別紙図面等目録記載１０の

図面参照。)が開示されている。そして、乙１２－１－１発明に乙４３発明を組み合わせることにより、本件発明１－１と同様の構成を有する発明を導くことができる。

すなわち、前記 a と同様に、乙１２－１－１発明に乙４３発明を組み合わせる動機付けがあるといえ、当業者であれば、乙１２－１－１発明から本件発明１－１を発明することは容易であったといえる。

これに対し、原告は、乙４３発明のグリップ部に隣接する円板状の突出部は、運搬台車を左右方向へ移動させる際に作業者の力を効率よく伝達させるためのものであり、手を保護するものではないと主張する。しかし、乙４３発明の円板状の突出部は、グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円板状であることから、当業者であれば、突出部が周囲の物体から手を保護する作用を有することを理解できる。

また、原告は、乙４３文献には棒状部材を挿入する取付穴が開示されていないから、乙１２－１－１発明に乙４３発明を取り付けることはできないし、取り付けた場合でも、グリップを掴む手が逆手となることから、このような組み合わせはできないとも主張する。しかし、乙４３文献に示されるグリップは、突出部を内側に備えるので、グリップを取り付けるための取付穴は突出部にも当然に存在するし、どのようにグリップ部を持つかは、当業者が適宜行う設計変更にすぎない。

(イ) 本件発明１－２及び１－３の容易想到性について

乙４１発明の膨出部２Ｂの円形状の部材及び乙４３発明の円板状の突出部は円板状である。

したがって、乙１２－１－２発明及び乙１２－１－３発明に乙４１発明又は乙４３発明を組み合わせることにより、本件発明１－２及び本件発明１－３と同一の構成を有する発明を導き出すことができる。

そして、乙１２－１－２発明及び乙１２－１－３発明に乙４１発明又

は乙４３発明を組み合わせる動機付けがあることは前記(ア)のとおりであるから、当業者が乙１２－１－２発明及び乙１２－１－３発明から本件発明１－２及び１－３を発明することは容易であったといえる。

(ウ) 本件発明１－４の容易想到性について

5 乙４１文献には、乙４１発明のアクセルグリップが、枢軸（棒状の手押部材）とは別の部材であることが明確に示されている。また、その内部は空洞になっており、枢軸（棒状の手押部材）に「嵌入」されることが明記されている。

10 乙４３文献にも、手押部材とは異なる部材であるグリップ部が表れている。

したがって、乙１２－１－４発明に乙４３発明又は乙４１発明を組み合わせると、本件発明１－４と同一の構成を有する発明を導き出すことができる。

15 そして、乙１２－１－４発明に乙４３発明又は乙４１発明を組み合わせる動機付けがあることは前記(ア)のとおりであるから、当業者が乙１２－１－４発明から本件発明１－４を発明することは容易であったといえる。

(エ) 本件発明２の容易想到性について

20 前記(ア)と同様の理由から、当業者が乙１２－２発明に乙４１発明や乙４３発明を組み合わせるにより本件発明２を容易に発明することができたといえ、進歩性が欠如している。

(オ) 小括

25 以上より、本件各発明は、当業者が乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙１２－２発明に乙４１発明又は乙４３発明を組み合わせることにより容易に発明することができたといえ、進歩性が欠如している。

(原告の主張)

ア 本件発明 1－1 ないし本件発明 1－4 及び本件発明 2 の進歩性欠如の主張について

(ア) 乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明と乙 4 1 発明を組み合わせる動機付けについて

被告らは、乙 4 1 発明に接した当業者は、使用者が手押部材を掴んだ手を挟む危険があるとの公知の課題を解決するために、乙 1 2 発明の運搬台車に円板状の部材とグリップ部とを有するグリップを嵌入装着することを容易に想到するから、乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明に乙 4 1 発明を組み合わせる動機付けがあると主張する。

しかし、乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明の技術分野は、手押棒を掴んで人力で移動を行う運搬台車に関するものであるのに対して、乙 4 1 の技術分野は、ローリフトという電動のパレットトラックに関するものであり、両者の技術分野は大きく異なるから、乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明と乙 4 1 発明とを組み合わせる動機付けはない。

また、乙 4 1 文献に記載の「x 方向の障害物」(【0015】)とは何か、どのような状況で手を保護すべき事案が生じるのかが、その明細書からは理解できない。

仮に、乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明に乙 4 1 発明のアクセルグリップを組み合わせたとしても、乙 4 1 発明のアクセルグリップの膨出部側には穴がないため、被告らが主張するように、膨出部側から運搬台車の手押棒を挿入することはできない。

しかも、被告らの主張によれば、乙 1 2－1－1 発明ないし乙 1 2－1－4 発明及び乙 1 2－2 発明に乙 4 1 発明を組み合わせると、親指及

び人差し指が下側を向いた逆手になってしまい、持ち手として極めて不自然である。このように、アクセルグリップを掴む手が逆手になるのは、乙４１発明の枢軸が水平方向に配置されることが前提とされているからであり、上下方向の手押棒を有する乙１２－１－１発明ないし乙１２－
5 １－４発明及び乙１２－２発明に適用する動機付けはない。

以上のとおり、乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙
１２－２発明に乙４１発明を組み合わせる動機付けはない。

(イ) 乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙１２－２発明と
乙４３発明を組み合わせる動機付けについて

10 被告らは、乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙１２
－２発明に乙４３発明を適用する前提として、乙４３発明には、手押し
運搬車の手押部材に対して、手で握るグリップ部と円板状の突出部とを
設ける構成が開示されている旨主張する。

15 しかし、乙４３発明の突出部が周囲の物体から手を保護するものであ
る旨の記載は一切ない。むしろ、乙４３発明の突出部は、運搬車の方向
を右に旋回させたり左に旋回させたりするときの使用者の力を運搬台車
に効率よく伝達させるためのものであって、本件各発明の「保護部」と
は目的や機能が異なる。

20 一方、乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙１２－２
発明では、運搬台車を左右に旋回させるには、単に手押棒に対して左右
に力を掛ければよく、突出部を介して力を伝達する必要がないために、
乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙１２－２発明に乙
４３発明を組み合わせる動機付けはない。

25 以上のとおり、乙１２－１－１発明ないし乙１２－１－４発明及び乙
１２－２発明に乙４３発明を組み合わせる動機付けはない。

イ 小括

以上によれば、被告らの乙 1 2 - 1 - 1 発明ないし乙 1 2 - 1 - 4 発明及び乙 1 2 - 2 発明と乙 4 1 発明の組合せによる本件発明 1 - 1 ないし本件発明 1 - 4 及び本件発明 2 の進歩性欠如の主張並びに乙 1 2 - 1 - 1 発明ないし乙 1 2 - 1 - 4 発明及び乙 1 2 - 2 発明と乙 4 3 発明の組合せによる本件発明 1 - 1 ないし本件発明 1 - 4 及び本件発明 2 の進歩性欠如の主張はいずれも理由がない。

(10) 争点 3 - 5 (明確性要件違反) について

(被告らの主張)

本件発明 1 - 1 の構成要件 1 - 1 C、本件発明 1 - 3 の構成要件 1 - 3 C 及び本件発明 2 の構成要件 2 C には、「周囲の物体」という文言があるが、周囲の物体が何を指すものであるか不明確である。

本件明細書 1 及び 2 には、「壁等といった周辺に存在する物体」(【0 0 4】)、「壁等の物体 W」(【0 0 2 2】)、「板状の資材」(【0 0 2 4】)、「運搬物 B」(【0 0 2 4】)、「運搬台車 1 の周辺の物体 W や運搬台車 1 の運搬物 B が接触することが防止または抑制される。」

(【0 0 2 6】) との記載があるが、「周囲の物体」がこれらを全て含んだあらゆる物体を意味するのか否か、構成要件 1 - 1 C、1 - 3 C 及び 2 C の「保護部」及び構成要件 1 A 及び 1 F の「保護部材」はこれらの全てのものから保護するものを意味するのか、それともこれらの一つからでも保護するものであればよいのか、その範囲は明らかでない。

また、本件発明 1 - 1 の構成要件 1 C の「前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」、本件発明 1 - 3 の構成要件 1 - 3 C の「グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する保護部」及び本件発明 2 の構成要件 2 C の「前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を掴んだ手が周囲の物体に接触しないように保護する

保護部」は、いずれも、機能的クレームであり、その構成が明確ではない。本件明細書 1 及び 2 の記載を参酌したとしても、どの程度グリップ部と保護部とが離隔してよいのか等については何ら記載されていないし、グリップ部の外周面よりもどの程度外側に突出させるかも何ら記載されていない。よって、本件明細書 1 及び 2 の記載を参酌してもなお、上記構成が明確とはならない。

そして、本件発明 1－2 に係る請求項は、明確性を欠く本件発明 1－1 に係る請求項を引用する従属項であり、本件発明 1－4 に係る請求項は、明確性を欠く本件発明 1－1 と 1－3 に係る請求項を引用する従属項であるから、本件発明 1－2 及び 1－4 の特許請求の範囲の記載は、いずれも、本件発明 1－1 及び 1－3 と同様に、明確性要件に違反している。

したがって、本件各発明に係る特許請求の範囲の記載は、「特許を受けようとする発明が明確であること」を定めた特許法 36 条 6 項 2 号に違反するものである。

(原告の主張)

被告らは、本件発明 1－1 の構成要件 1－1 C、本件発明 1－3 の構成要件 1－3 C 及び本件発明 2 の構成要件 2 C の「周囲の物体」が何を指すのか不明確である旨主張する。

しかし、被告ら自身が指摘しているように、本件明細書 1 及び 2 には、「壁等といった周辺に存在する物体」(【0004】)、「壁等の物体 W」(【0022】)、「運搬台車 1 の手押部材 40 を掴んでいる使用者の手 H に、運搬台車 1 の周辺の物体 W や運搬台車 1 の運搬物 B が接触することが防止または抑制される。」(【0026】)等の記載があり、これらの記載から「周囲の物体」が何を指称するか明らかである。

また、被告らは、本件発明 1－1 の構成要件 1－1 C、本件発明 1－3 の構成要件 1－3 C 及び本件発明 2 の構成要件 2 C における「保護部」に

関し、どの程度グリップ部と保護部とが離隔してよいのか等については何
ら規定されていないし、グリップ部の外周面よりもどの程度外側に突出さ
せるかも何ら規定されていない旨主張する。

5 しかし、本件発明 1 の「保護部」は、「前記グリップ部の下側に位置し、
前記グリップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を握んだ
手が周囲の物体に接触しないように保護する」構成とされており、技術的
に十分に特定されているから、特許請求の範囲の記載を読んだ当業者であ
れば容易に理解できる。

10 また、本件発明 2 の「保護部」は、「前記上下方向に対して直交する方
向から見て前記グリップ部と重ならない位置に配置されると共に、前記グ
リップ部の外周面よりも外側に突出させて前記グリップ部を握んだ手が周
囲の物体に接触しないように保護する」構成とされており、技術的に十分
に特定されているから、特許請求の範囲の記載を読んだ当業者であれば容
易に理解できる。

15 したがって、本件発明 1 及び本件発明 2 に係る特許請求の範囲の記載は
明確であり、明確性要件違反に該当しない。

(11) 争点 4 (乙 9 発明を主引用例とし、乙 3 発明を副引用例とする無効の抗
弁に対する訂正の再抗弁の成否) について

(原告の主張)

20 ア 適法な訂正請求がされたことについて

本件訂正請求に係る訂正は、いずれも、特許法 1 3 4 条の 2 第 1 項ただ
し書第 1 号又は 3 号及び同法 1 2 6 条 5 項及び同 6 項の訂正要件を満たす
ものである。

イ 被告製品が本件訂正発明の技術的範囲に属することについて

25 被告製品を手押部材に取り付けた場合、前記(2)(原告の主張)のとおり、
被告製品は 2 A を充足する。そして、被告製品は、保護部材が一体形成さ

れ、底面に手押部材を挿入する取付穴を有し、上下方向に対して直交する方向から見たとき、保護部は、グリップ部と重ならない下端に配置されると共に、グリップ部の外周面よりも外側に突出させて、グリップ部を把持する手が周囲の物体に接触しないように保護する手押部材となるから、構成要件 2 C' 及び 2 D' も充足し、被告製品を手押部材に取り付けた場合、同手押部材は、本件訂正発明の技術的範囲に属するといえる。

ウ 本件訂正請求により無効理由が解消されることについて

本件訂正発明においては、保護部が設けられた保護部材は、一体に形成された部材からなり、その取付穴に手押部材の本体部材を挿入して本体部材に装着する構成（構成要件 2 D'）であることが明確にされた。

これに対して、乙 3 発明の鏝状ガードは、上下に分割された上下のパーツにより取っ手部分を挟み込み、挟み込み作業が終わると上下のパーツが離れないように両者を結合する作業を行って取っ手に装着されるものであり、保護部が一体形成された保護部材は存しないし、取付穴に手押部材の本体部材を挿入して本体部材に装着する構成でもない。すなわち、乙 9 発明に乙 3 発明を適用したとしても、2 D' の構成を得ることはできない。

したがって、本件訂正請求により、乙 9 発明を主引用例とし、乙 3 発明を副引用例とする無効理由が解消される。

（被告らの主張）

本件訂正発明は、少なくとも、乙 9 - 2 発明に乙 3 発明を組み合わせるにより容易に発明することができ、進歩性欠如の無効理由があるから、原告の訂正の再抗弁の主張は理由がない。

すなわち、本件訂正請求により追加された事項は、取付穴を有する保護部材が（射出成型等により）一体に形成された部材であることを規定するにすぎず、技術常識に基づく瑣末な工夫であって進歩性を基礎付けるものではない。

そして、上記訂正がされたとしても、乙 9－2 発明と本件訂正発明の相違点は、前記(7) (被告らの主張) ア(オ) b のとおりであり、乙 9－2 発明に乙 3 発明を組み合わせれば、本件訂正発明と同じ構成を有する発明を発明することができる。ここで、乙 3 発明の鏢状ガードは、一体に形成されておらず、上下に分割する樹脂製のパーツで構成されており、この点で本件訂正発明の構成と一致はしないが、同構成は本件訂正発明とは関係のない、付加的な構成であるし、一体に形成された構成に変更することは、当業者によく知られた技術常識である。

また、(7) (被告らの主張) イ(エ) のとおり、乙 9－2 発明に乙 3 発明を組み合わせる動機付けも認められるから、乙 9－2 発明から本件訂正発明を発明することは容易であるといえる。

よって、本件訂正請求によっても無効理由が解消されないから、原告の訂正の再抗弁の主張は理由がない。

(12) 争点 5 (本件各意匠と被告製品の意匠の類否) について

(原告の主張)

ア 本件各意匠の構成

(ア) 基本的構成態様

a 本件意匠 1

本件意匠 1 の基本的構成態様は、全体が、円筒状のグリップ部と、該グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の保護部を有する態様のものである。

b 本件意匠 2

本件意匠 2 の基本的構成態様は、全体が、グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の保護部を有する態様のものである。

(イ) 具体的構成態様

a 本件意匠 1

本件意匠 1 の具体的構成態様は、以下のとおりである。

① グリップ部は、

①－1 手押部材との比率が縦方向で 1 対 7 であり、

①－2 直径は手押部材と同一である。

② 円形状の部材は、

②－1 手押部材の直径を 1 とすると円形状の部材の直径は 3 であり、

②－2 円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを 7 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置しており、

②－3 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっており、

②－4 円形状の部材の底面は平面である。

これに対し、被告らは、本件意匠 1 においてグリップ部と円形状の部材とは別部材から構成されていること、上面から見ると円筒状のグリップ部の内部は空洞であること及び円形状の部材は手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置することを構成態様として主張する。

しかし、本件意匠 1 においてグリップ部と円形状の部材とが別部材で構成されていることは図面上看取できない。

また、「上面から見ると円筒状の内部は空洞であること」は部分意匠である本件意匠 1 の図面上破線で表現されており、構成態様とはならない。この点は「補強部材」に関しても同様である。

よって、被告らの上記主張は理由がない。

b 本件意匠 2

本件意匠 2 の具体的構成態様は、以下のとおりである。

② 円形状の部材は、

②－１ 手押部材の直径を１とすると円形状の部材の直径は３であり、

②－２ 円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、
手押部材の縦の長さを７等分した場合、上部から数えて
１分割目に位置しており、

②－３ 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取り
された形状になっており、

②－４ 円形状の部材の底面は平面である。

これに対し、被告らは、本件意匠２の円形状の部材について、円筒
状の手押部材に取り付けられること、グリップ部とは別の部材から構
成されること、補強部材の上方に位置することも、構成態様として主
張する。

しかし、前記 a のとおり、被告らの主張する上記の構成は、本件
意匠２の構成態様とはならない。

よって、被告らの上記主張は理由がない。

イ 被告製品の意匠の構成

(ア) 基本的構成態様

被告製品を、「楽輪車」との名称の運搬台車（以下「被告運搬台車」
という。）の単管の上端部に取り付けた場合の形状（以下、これを「被
告意匠」という。）を構成する基本的構成態様は、全体が、円筒状のグ
リップ部と、該グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の保
護部を有する態様のものである。

(イ) 具体的構成態様

被告意匠の具体的構成態様は、以下のとおりである。

単管を覆うように成形された円筒状のグリップ部と、グリップ部の外

周面よりも外側に突出される、グリップ部と一体に成形された円形状の円板部を有する被告製品が、被告運搬台車の単管に取り付けられた場合、

①' グリップ部は、

①-1' 単管とは別の部材により構成され、手押部材全体との比率でいえば、縦方向で約1対7であり、

①-2' 外周面は、9本の等間隔の凸条の円環状の様子が施され、上面から見ると円筒状の上面部分が覆われており、

①-3' その直径は、単管と略同一である。

②' 円板部は、

②-1' グリップ部と一体成型されており、グリップ部の外周面よりも外側に突出されており、グリップ部の直径を1とすると、円板部の直径は約3であり、

②-2' 円板部の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっており、

②-3' 円板部の底面は、中心の取付穴から放射状に8本のリブが成形されており、

②-4' 円板部の下側には、補強部材や取付部材は存在せず、

②-5' グリップ部の下端に設けられており、単管の縦の長さを7等分割した場合、上部から数えて約1分割目に位置する。

被告らは、グリップ部が単管に装着された場合、単管全体との比率が縦方向では1対7ではないこと、円板部につきグリップ部の直径を1とすると円板部の直径は3より小さいこと、円板部は、グリップ部の下端に設けられており、単管の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しないことを、被告意匠の構成態様として主張する。

しかし、被告らも認めるとおり、1mの単管に被告製品を取り付けた場

合、グリップ部と単管全体の長さの比率は、1 対 7. 4 4 ないし 7. 5 5 となり、約 1 対 7 の関係にある。したがって、グリップ部と単管の長さの比率は約 1 対 7 であり、かつ円板部は単管の縦の長さを 7 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置する。よって、これらの点も被告意匠の構成態様となる。

また、被告らは、グリップ部の直径は 5 5 ないし 5 8 mm であり、円板部の直径は 1 5 0 mm であるから、その比率は 1 対 2. 6 ないし 2. 7 対であり、1 対 3 の関係にはないことも主張するが、被告らの主張を前提にしても約 1 対 3 の関係にあることに変わりはない。

よって、かかる点も被告意匠の構成態様となり、被告らの主張は理由がない。

ウ 本件各意匠の要部

(ア) 公知意匠の内容

a グリップ部において円環状の凸条が等間隔に 9 本形成されている点は、平成 9 年 5 月 6 日に公開された特許公報（特開平 9 - 1 1 8 1 4 3 号（甲 1 2）。別紙公知意匠図面目録記載 1 の【図 9】参照。）に開示されている。

b グリップ部において円環状の凸条が等間隔に形成されている点は、平成 1 7 年 1 2 月 8 日に公開された特許公報（特開 2 0 0 5 - 3 3 5 5 1 6 号（甲 1 3）。別紙公知意匠図面目録記載 2 の【図 1】参照。）に開示されている。

c グリップ部において円環状の凸条が等間隔に形成されている点は、平成 3 年 1 月 7 日に公開された実用新案公報（実願平 1 - 5 9 7 5 9 号（実開平 3 - 2 7 2 号）のマイクロフィルム（甲 1 4）。別紙公知意匠図面目録記載 3 の図面参照。）に開示されている。

d グリップ部において円環状の凸条が等間隔に形成されている点は、Amazonのショッピングサイト上で販売されている自転車用ハンドルバーグリップの画像（甲24。以下、別紙公知意匠図面目録記載4の図面参照。）に開示されている。

5 (イ) 公知意匠を参照した上での要部認定

a 本件意匠1

前記(ア)の公知意匠に加え、本件意匠1の物品が「運搬台車用の手押部材」であり、需要者である現場作業員から見て、運搬台車の手押部材を握る角度から、すなわち斜め方向から、最もよく観察されるものであることを踏まえると、本件意匠1の要部は、グリップ部と手押部材との比率が縦方向で約1対7であること（構成①－1）、円形状の部材の直径は、手押部材の直径を1とすると3であること（構成②－1）、円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置していること（構成②－2）であるといえる。

これに対し、被告らは、本件意匠1の要部について、同意匠の基本的構成態様並びにグリップ部が手押部材の一部である点、グリップ部の表面に凹凸のない滑らかな円筒状であって、上面から見ると円筒状の内部は空洞である点、グリップ部と手押部材全体との比率が縦方向で1対7である点、円形状の部材は、グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材である点、底面は平面である点及び手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点であると主張する。

しかし、被告らの主張する上記各構成態様のうち、グリップ部の内部が空洞である点並びに円形状の部材は、グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材である点、底面は平面である点及び手押部材の下端

に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点は、
本件意匠 1 の図面上看取できないか、破線部分に係る構成であって、
本件意匠 1 の要部とはならない。また、被告らの主張する上記各構成
態様のうち、底面は平面である点は、本件意匠 1 の物品である「運搬
5 台車用の手押部材」という性質上、需要者は底面に着目することはない、
要部とはいえない。

よって、被告らの上記主張は理由がない。

b 本件意匠 2

前記(ア)の公知意匠に加え、本件意匠 2 の物品が「運搬台車用の手押
10 部材」であり需要者である現場作業員から見て、運搬台車の手押部材
を握る角度から、すなわち斜め方向から、最もよく観察されるもので
あることを踏まえると、本件意匠 2 の要部は、手押部材の直径を 1 と
すると円形状の部材の直径は 3 である点（構成②－1）、円形状の部
材は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを 7
15 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置している点（構成②－
2）及び円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされ
た形状になっている点（構成②－3）である。

これに対し、被告らは、本件意匠 2 の要部は、同意匠の基本的構成
態様並びに円形状の部材は、グリップ部（手押部材の一部）とは別の
20 部材から構成される点、円形状の部材は、手押部材の縦の長さを 7 等
分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置している点、円形状の部
材の底面は平面である点及び円形状の部材は、手押部材の下端に取り
付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点であると
主張する。

しかし、前記 a のとおり、円形状の部材は、グリップ部（手押部材
25 の一部）とは別の部材から構成される点及び手押部材の下端に取り付

けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点は、上記各構成態様は、図面上看取できないか、破線部分に係る構成であって、本件意匠 2 の要部とはなり得ない。

また、被告らの主張する上記各構成態様のうち、底面は平面である点は、本件意匠 2 の物品である「運搬台車用の手押部材」という性質上、需要者は底面に着目することはなく、要部とはいえない。

よって、被告らの主張は理由がない。

エ 共通点と相違点

(ア) 両意匠の共通点

a 本件意匠 1

本件意匠 1 と被告意匠は、次の点で共通する。

(a) 基本的構成態様の共通点

共通点① 本件意匠 1 と被告意匠とは、全体が、円筒状のグリップ部と、該グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の保護部を有する態様のものである点

(b) 具体的構成態様の共通点

共通点② グリップ部は、円筒状であって、本件意匠 1 に係る物品である手押部材全体との比率でいえば、縦方向で、約 1 対 7 である点

共通点③ グリップ部の直径は、手押部材と略同一である点

共通点④ 保護部は、グリップ部の外周面よりも外側に突出させており、グリップ部の直径を 1 とすると、保護部の直径は約 3 である点

共通点⑤ 保護部は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを 7 等分割した場合、上部から数えて約 1 分割目に位置している点

共通点⑥ 保護部の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっている点

b 本件意匠 2

本件意匠 2 と被告意匠は、次の点で共通する。

5

(a) 基本的構成態様の共通点

共通点① 本件意匠 2 と被告意匠とは、全体が、グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の保護部を有する態様のものである点

(b) 具体的構成態様の共通点

10

共通点② 保護部は、グリップ部の外周面よりも外側に突出させており、グリップ部の直径を 1 とすると、保護部の直径は約 3 である点

共通点③ グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを 7 等分割した場合、上部から数えて約 1 分割目に位置している点

15

共通点④ 保護部の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっている点

(イ) 両意匠の相違点

a 本件意匠 1

20

本件意匠 1 と被告意匠は、次の点で相違する。

相違点① 被告意匠のグリップ部の外周面には、円環状の凸条が等間隔にて 9 本形成されている一方、本件意匠 1 のグリップ部には、何も形成されていない点

相違点② 被告意匠の保護部を底面から見ると、保護部の底面は、中心の取付穴から放射状に 8 本のリブが形成されている一方、本件意匠 1 の保護部底面には、何も形成され

25

ていない点

これに対し、被告らは、相違点として、本件意匠1のグリップ部は手押部材の一部であるのに対し、被告製品のグリップ部は単管とは別の部材である点、本件意匠1のグリップ部を上面から見ると、内部が空洞であるのに対し、被告製品のグリップ部を上面から見ると覆われており空洞ではない点及び本件意匠1の円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置するのに対し、被告製品の円板の下側には、補強部材や取付部材は存在しない点を主張するが、これらの点は、本件意匠1の図面上看取できないか、破線部分に係る構成であって、本件意匠1の構成態様を構成するものではないから、被告意匠との相違点とならない。

また、被告らは、本件意匠1はグリップ部の手押部材全体との比率が縦方向で1対7であり、円形状の部材は手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しているのに対し、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1対7.44ないし7.55、1対6.70ないし6.81、1対8.92ないし9.03又はそれ以外となり、1対7ではなく、円板部は、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しない点を相違点として主張するが、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1対7.44ないし7.55又は1対6.70ないし6.81である点を除き、その余の点は本件意匠1と被告意匠との相違点とはならない。

さらに、被告運搬台車においては、1m以上の単管パイプを使用することは禁じられている。したがって、被告製品においては、1m以上の単管に使用することを想定するのは、そもそも被告らが自ら設定したルールに反するものである。

そうすると、被告運搬台車に使用され得る単管として、1 mのものを除けば、長さ90 cmのもののみとなるところ、その場合のグリップ部と縦方向における単管全体の長さの比率は、1対6.70ないし6.81であって、約1対7であるから、仮に相違点であるとしても大きな相違点とはならない。

よって、被告らの主張は理由がない。

b 本件意匠2

本件意匠2と被告意匠は、次の点で相違する。

相違点 被告意匠の保護部を底面から見ると、保護部の底面は、中心の取付穴から放射状に8本のリブが形成されている一方、本件意匠2の保護部底面には、何も形成されていない点

これに対し、被告らは、本件意匠2の円形状の部材は、グリップ部とは異なる部材であるのに対し、被告製品の円板部はグリップ部と一体形成される点、本件意匠2の手押部材の一部からなるグリップ部の直径を1とすると円形状の部材の直径は3であるのに対し、被告製品のグリップ部の直径は、単管よりも大きくグリップ部の直径を1とすると円形状の部材の直径は2.6ないし2.7であり、3より小さい点及び本件意匠2の円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置するのに対し、被告製品の円板の下側には、補強部材や取付部材は存在しない点が相違点となる旨主張するが、これらの点は、本件意匠2の図面上看取できないか、破線部分に係る構成であって、本件意匠2の構成態様を構成するものではないから、被告意匠との相違点ともならない。

また、被告らは、本件意匠2の円形状の部材は、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しているのに対し

し、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1対7.44ないし7.55、1対6.70ないし6.81、1対8.92ないし9.03又はそれ以外であり、1対7ではなく、円板部は手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しない点も相違点となる旨主張するが、前記aと同様の理由により、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1対7.44ないし7.55又は1対6.70ないし6.81である点を除き、その余の点は本件意匠2と被告意匠との相違点とはならないし、仮になるとしても大きな相違点とはならない。

よって、被告らの上記主張は理由がない。

オ 類否判断

(ア) 本件意匠1について

前記エ(ア) a のとおり、本件意匠1と被告意匠は、基本的構成態様（共通点①）並びにグリップ部は、円筒状であって、手押部材全体との比率でいえば、縦方向で約1対7である点（共通点②）、グリップ部の直径は、手押部材と略同一である点（共通点③）及び保護部は、グリップ部の外周面よりも外側に突出させており、グリップ部の直径を1とすると、保護部の直径は約3である点（共通点④）及び保護部は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを7等分割した場合、上部から数えて約1分割目に位置している点（共通点⑤）で共通しており、これらは本件意匠1の要部における共通点である。

本件意匠1と、その要部を共通点として備える被告意匠は、正面から見たとき、略アルファベットの逆「T」字の美観を生ずるものであり、保護部が円形であることから丸みを帯びた柔らかな印象を与える点で共通しており、類似することは明らかである。

5 なお、本件意匠 1 と被告意匠の相違点である、被告意匠のグリップ部の外周面には、円環状の凸条が等間隔にて 9 本形成されている一方、本件意匠 1 のグリップ部には、何も形成されていない点（相違点①）については、前記ウ(ア) a の公知意匠に開示されている上、グリップ部に滑り止めとしての模様を形成すること自体は周知なものであるから、要部における相違点ではない。

10 また、相違点の 2 点目である、被告意匠の保護部を底面から見ると、保護部の底面は、中心の取付穴から放射状に 8 本のリブが形成されている一方、本件意匠 1 の保護部底面には、何も形成されていない点（相違点②）についても、底面に係るものであって、運搬台車を使用する需要者において着目すべき要部ではない。

 よって、上記各相違点にかかわらず、本件意匠 1 と被告意匠は類似するといえる。

(イ) 本件意匠 2 について

15 前記エ(ア) b のとおり、本件意匠 2 と被告意匠は、基本的構成態様並びに手押部材の直径を 1 とすると円形状の部材（保護部）の直径は 3 である点（共通点②）、この円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを 7 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置している点（共通点③）及び円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっている点（共通点④）で共通し
20 ており、これらは本件意匠 2 における要部に関する共通点である。

 このように、本件意匠 2 と被告意匠とは、保護部の形状及びその手押部材全体における位置関係全てにおいて共通するため、美感が共通するものである。

25 また、本件意匠 2 と被告意匠の保護部は円形であり、その上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっている点が共通すること

により、両者ともに丸味を帯びた柔らかな印象を与える。

以上のことから、被告意匠は本件意匠 2 の要部を備えており、本件意匠 2 と被告意匠が類似することは明らかである。

5 なお、本件意匠 2 と被告意匠の相違点である、被告意匠の保護部を底面から見ると、保護部の底面は、中心の取付穴から放射状に 8 本のリブが形成されている一方、本件意匠 2 の保護部底面には、何も形成されていない点については、本件意匠 1 の場合と同様に、底面に係る相違点であって、運搬台車の需要者が着目すべき要部ではない。

10 よって、上記相違点にかかわらず、本件意匠 2 と被告意匠は類似する。
(被告らの主張)

ア 本件各意匠の構成

(ア) 基本的構成態様

a 本件意匠 1

15 本件意匠 1 の基本的構成態様は、「円筒状の手押部材の上端の一部からなるグリップ部と、手押部材の外周面よりも外側に突出される、手押部材とは別の部材である円形状の部材と、を有する運搬台車用の手押部材」である。

 上記認定に関し、原告は、グリップ部と円形状の部材が別部材であることは図面上看取できないと主張する。

20 しかし、グリップ部は手押部材の一部であり、保護部は手押部材の一部であるグリップ部とは別体であることは、本件意匠 1 の意匠公報の図面（別紙原告意匠権目録記載 1 の図面参照。）に明確に表れている。

25 また、円形状の部材より上の一部（グリップ部）と、円形状の部材（保護部）とが別体であることは、「意匠に係る物品」が「運搬台車用の手押部材」と特定されていることから明らかである。仮に、本

件意匠 1 の実線で示された部分が、円形状の部材（保護部）と一体のものとして、手押部材から独立した物品であれば、かかる物品名で特定することも考えられるところ、グリップ部は手押部材の一部分から構成されるために、物品名としては、「運搬台車用の手押部材」とされたといえる。

よって、グリップ部として機能する部分は、手押部材の上端の一部であり、本件意匠 1 は円形状部分と手押部材の二つの部分から構成されるものである。

b 本件意匠 2

本件意匠 2 の基本的構成態様は、「円筒状の手押部材に取り付けられ、手押部材の外周面よりも外側に突出される、円形状の部材を有する運搬台車用の手押部材」である。

(イ) 具体的構成態様

a 本件意匠 1

本件意匠 1 の具体的構成態様は以下のとおりである。下線を引いた部分は、原告の主張と相違する部分であり、以下の本件意匠 2 についても同様である。

① グリップ部は、

①－1 円筒状の手押部材の上端の一部分からなり、

①－2 その表面に凹凸のない滑らかな円筒状であって、上面から見ると円筒状の内部は空洞であり、

①－3 手押部材との比率が縦方向で 1 対 7 であり、

①－4 直径は手押部材と同一である。

② 円形状の部材は、

②－1 グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材から構成され、手押部材の外周面よりも外側に突出されており、

5

②－2 手押部材の直径を1とすると円形状の部材の直径は3であり、

②－3 円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しており、

②－4 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっており、

②－5 円形状の部材の底面は平面であり、

10

②－6 円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する。

原告は、上面から見ると円筒状の内部は空洞であること（構成①－2）、円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置すること（構成②－6）は、破線で表現されているから、構成態様とはならない旨主張する。

15

しかし、本件意匠1がどのような用途・機能を有するのかを画定し、また、その位置・大きさ・範囲を画定するためには、破線部分を考慮するのが相当であり、上面から見ると円筒状の内部は空洞である点（構成①－2）及び円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点（構成②－6）については、具体的構成態様として認定されるべきものである。

20

b 本件意匠2

本件意匠2の具体的構成態様は以下のとおりである。

② 円形状の部材は、

25

②－1 グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材から構成され、手押部材の外周面よりも外側に突出されており、

②－2 手押部材の直径を1とすると円形状の部材の直径は3で

あり、

②－3 円形状の部材は、グリップ部の下端に設けられており、
手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて
1分割目に位置しており、

5

②－4 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取り
された形状になっており、

②－5 円形状の部材の底面は平面であり、

②－6 円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強
部材の上方かつ取付部材の直上に位置する。

10

イ 被告製品の意匠の構成

(ア) 基本的構成態様

被告製品は、単管に取り付可能なグリップであるが、手押部材を備えないため、本件各意匠とは物品が類似せず、手押部材を構成態様に含む本件各意匠とは比較ができない。

15

被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠の基本的構成態様は、単管を覆うように成形された円筒状のグリップ部と、グリップ部の外周面よりも外側に突出されるグリップ部と一体に成形された円形状の円板部を有するハンドグリップが、単管に取り付けられた場合である。

(イ) 具体的構成態様

20

被告製品を単管に取り付けた場合の意匠の具体的構成態様は以下のとおりである。

①' グリップ部は、

①－1' 単管とは別の部材から構成され、

①－2' 外周面は、9本の等間隔の凸条の円環状の模様が施され、上面から見ると円筒状の上面部分が覆われており、

25

①－3' 単管に装着された場合、単管全体との比率が縦方向は1

対7ではなく、

①－4′ グリップ部の直径は単管より大きい。

②′ 円板部は、

②－1′ グリップ部と一体成型されており、グリップ部の外周面
よりも外側に突出されており、

②－2′ グリップ部の直径を1とすると円板部の直径は3より小さく、

②－3′ 円板部は、グリップ部の下端に設けられており、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置せず、

②－4′ 円板部の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっており、

②－5′ 円板部の底面は、中心の取付穴から放射状に8本のリブが形成されており、

②－6′ 円板部の下側には、補強部材や取付部材は存在しない。

原告は、上記構成①－3′ や②－3′ につき、1 mの単管に被告製品を取り付けた場合、グリップ部と単管の長さの比率は約1対7であると主張するが、被告製品が取付可能な単管の長さは、1 mのほか、90 cm、120 cm等、それ以外の長さのものも存在しているところ、単管が90 cmの場合は1対6.70ないし6.81、単管が120 cmの場合は1対8.92ないし9.03となり、それ以外の比率も存在するから、グリップ部と単管の比率は1対7にはならない。

したがって、円板部は、手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しない。

また、原告は、上記構成②－2′ につき、グリップ部の直径と円板部の直径の比率は約1対3の関係にあると主張するが、被告製品において

は、グリップ部の直径と円板部の直径の比率は、1対2.6ないし2.7であり、1対3にはならない。

よって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 本件各意匠の要部

(ア) 公知意匠の内容

a 乙1文献に記載の公知意匠（以下「乙1公知意匠」という。別紙図面等目録記載6の【図11】参照。）は、運搬台車のハンドル4に、円形状の部材1を取り付けたものであって、円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状となっているものである。

b 乙2文献に記載の公知意匠（以下「乙2公知意匠」という。別紙公知意匠図面等目録記載5の図面参照）は、運搬台車の支柱の根本部分（運搬台車のタイヤの上部）に、円形状の部材を取り付けたものであって、円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状となっているものである。

c 乙3文献に記載の公知意匠（以下「乙3公知意匠」という。別紙図面等目録記載7及び8の図面参照）は、台車のハンドルに、円形状の部材を取り付けたものであって、円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状となっているものである。また、同公知意匠の持ち手の直径は34mm、円形状の部材の直径は100mmであることも説明されている。

d 乙41文献に記載の公知意匠（別紙図面等目録記載9の図面参照）には、ハンドルに嵌めることで使用者の手を保護する円形状の部材及びグリップ部が設けられている。かかるグリップ部は円筒状であり、円形状の部材が外周面より外側に突出している。また、円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取りされた形状になっている。

e 乙43文献に記載の公知意匠（別紙図面等目録記載10の図面参照）

は、手押し運搬車のハンドルに対し、円形状の部材及びグリップ部が設けられているものであって、グリップ部が円筒状であり、円形状の部材が外周面より外側に突出している。また、円形状の部材の上側は面取りされた形状である。そして、グリップ部（手押部材の一部）の直径と円形状の部材の直径の比率は約 1 対 3 となっている。

f 小括

以上のとおり、本件各意匠のうち、グリップ部が円筒状であること、円形状の部材が外周面より外側に突出されること、円形状の部材の上側及び下側外周縁が面取りされた形状であること、手押部材の直径を 1 とすると円形状の部材が（約）3 であることは、特徴的な部分とはならない。

(イ) 公知意匠を参照した上での要部認定

本件各意匠に係る物品は、「運搬台車用の手押部材」であり、その需要者は、運搬台車を使用する建築会社や卸売業者、運搬台車の販売業者やリース業者である。運搬台車は、建築現場等において、重い荷物の運搬用として使用されるから、運搬台車の手押部材を選択する際には、重い荷物を運ぶ際に持つ部分が掴みやすく、かつ、安全に掴むことができること、また、円形状の部材については、運搬台車を使用する環境において、衝撃に耐えられ、強度が十分であるものかどうか重要な要素となる。

このような用途に照らすと、需要者が最も注目するのは、グリップ部及びグリップ部の下部に存在する円形状の部材の具体的な構造・形状であるといえる。

a 本件意匠 1

前記(ア)の公知意匠を参酌すると、本件意匠 1 の要部は基本的構成態様のうち、円筒状の手押部材の上端の一部分からなるグリップ部と、

手押部材とは別の部材である円形状の部材を有する運搬台車用の手押部材である点並びに、グリップ部は、手押部材の一部である点（構成①－１）、グリップ部の表面に凹凸のない滑らかな円筒状であって、上面から見ると円筒状の内部は空洞である点（構成①－２）、手押部材全体との比率が縦方向で１対７である点（構成①－３）、円形状の部材は、グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材である点（構成②－１）、円形状の部材の底面は平面である点（構成②－５）及び円形上の部材は手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点（構成②－６）であるといえる。

b 本件意匠２

前記(ア)の公知意匠を参酌すると、本件意匠２の要部は、基本的構成態様のうち円筒状の手押部材に取り付けられる円形状の部材を有する運搬台車用の手押部材である点並びに円形状の部材は、グリップ部（手押部材の一部）とは別の部材から構成される点（構成②－１）、円形状の部材は、手押部材の縦の長さを７等分した場合、上部から数えて１分割目に位置している点（構成②－３）、円形状の部材の底面は平面である点（構成②－５）及び円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置する点（構成②－６）であるといえる。

エ 共通点と相違点

(ア) 両意匠の共通点

a 本件意匠１

本件意匠１と被告意匠との共通点は、次のとおりである。

共通点① 円筒状のグリップ部と、グリップ部の下端に設けられ、グリップ部の外周面よりも外側に突出させる円形状の部材を有する点

共通点② 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取り
された形状になっている点

b 本件意匠 2

本件意匠 2 と被告意匠との共通点は、次のとおりである。

5

共通点① 手押部材よりも外側に突出させる円形状の部材を有する
点

共通点② 円形状の部材の上側及び下側外周縁は、それぞれ面取り
された形状になっている点

(イ) 両意匠の相違点

10

a 本件意匠 1

本件意匠 1 と被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠との相違
点は、次のとおりである。

相違点① 本件意匠 1 のグリップ部は、手押部材の一部であるの
に対し、被告製品のグリップ部は単管を覆う単管とは
別の部材である点

15

相違点② 本件意匠 1 のグリップ部の外周面の表面は滑らかで模
様が施されていないものであるのに対し、被告製品の
グリップ部の外周面には、9本の円環状の凸条の模様が
等間隔に形成されている点

20

相違点③ 本件意匠 1 のグリップ部を上面から見ると、内部が空
洞であるのに対し、被告製品のグリップ部を上面から
みると覆われており、空洞ではない点

相違点④ 本件意匠 1 の円形状の部材を底面から見ると、模様が
施されていない平面であるのに対し、被告製品の円板
部の底面は、中心の取付穴から放射状に8本のリブが
形成されている点

25

相違点⑤ 本件意匠 1 はグリップ部の手押部材全体との比率が縦方向で 1 対 7 であり、円形状の部材は手押部材の縦の長さを 7 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置しているのに対し、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1 対 7.44 ないし 7.55、1 対 6.70 ないし 6.81、1 対 8.92 ないし 9.03 又はそれ以外となり、1 対 7 ではなく、円板部は手押部材の縦の長さを 7 等分した場合、上部から数えて 1 分割目に位置しない点

相違点⑥ 本件意匠 1 のグリップ部の直径は、手押部材と同一であり、グリップ部の直径を 1 とすると円形状の部材の直径は 3 であるのに対し、被告製品のグリップ部の直径は、単管よりも大きくグリップ部の直径を 1 とすると円形状の部材の直径は 2.6 ないし 2.7 であり、3 より小さい点

相違点⑦ 本件意匠 1 の円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置するのに対し、被告製品の円板の下側には、補強部材や取付部材は存在しない点

b 本件意匠 2

本件意匠 2 と被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠との相違点は、次のとおりである。

相違点① 本件意匠 2 の円形状の部材は、グリップ部とは異なる部材であるのに対し、被告製品の円板部はグリップ部と一体形成される点

相違点② 本件意匠 2 の円形状の部材を底面から見ると、模様が

施されていない平面であるのに対し、被告製品の円板部の底面は、中心の取付穴から放射状に8本のリブが形成されている点

相違点③ 本件意匠2の円形状の部材は手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しているのに対し、被告製品が単管に取り付けられた場合のグリップ部と単管全体との比率は、1対7.44ないし7.55、1対6.70ないし6.81、1対8.92ないし9.03又はそれ以外であり、1対7ではなく、円板部は手押部材の縦の長さを7等分した場合、上部から数えて1分割目に位置しない点

相違点④ 本件意匠2の単管の一部からなるグリップ部の直径を1とすると円形状の部材の直径は3であるのに対し、被告製品のグリップ部の直径は、単管よりも大きくグリップ部の直径を1とすると円形状の部材の直径は2.6ないし2.7であり、3より小さい点

相違点⑤ 本件意匠2の円形状の部材は、手押部材の下端に取り付けられた補強部材の上方かつ取付部材の直上に位置するのに対し、被告製品の円板の下側には、補強部材や取付部材は存在しない点

オ 類否判断

(ア) 被告製品と本件各意匠の物品が異なり、類似しないこと

本件各意匠の物品は、「運搬台車用の手押部材」であるのに対し、被告製品はグリップであって手押部材を含むものではなく、本件各意匠と被告製品の物品は同一ではなく、類似もしない。

したがって、本件各意匠と被告製品は物品が異なり、類似もしないた

め、被告製品に意匠権侵害は成立しない。

(イ) 本件意匠 1

前記エ(イ) a のとおり、被告意匠は、本件意匠 1 に係る相違点①ないし⑦の点で本件意匠 1 と相違し、これらの相違点は全て意匠の要部に関するものである。

上記相違点を考慮すると、被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠は、本件意匠 1 に比べて、需要者に対し、堅牢であり、かつ、握りやすく安全なグリップ部があるということを強く印象づける。

したがって、本件意匠 1 と、被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠とは、全体として生ずる美感を異にし、看者に別異の印象を与えるものであり、被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠は本件意匠 1 に類似しないことは明らかである。

(ウ) 本件意匠 2

前記エ(イ) b のとおり、被告意匠は、本件意匠 2 に係る相違点①ないし⑤の点で本件意匠 2 と構成が相違し、これらの相違点は全て意匠の要部に関するものである。

上記各相違点を考慮すると、本件意匠 2 と、被告意匠とは、全体として生ずる美感を異にし、看者に別異の印象を与えるものであり、被告製品が単管に取り付けられた場合の意匠は本件意匠 2 に類似しないことは明らかである。

(13) 争点 6 (被告製品の製造等に本件各意匠権の間接侵害 (意匠法 38 条 1 号イ) が成立 するか) について

(原告の主張)

本件各意匠に係る物品は、「運搬台車用の手押部材」であり、保護部材のみならず手押部材も含むものであるから、保護部材である被告製品とは物品が同一又は類似とはいえない。

もつとも、被告製品は被告運搬台車に挿入される手押部材に装着されるものであり、これ以外に社会通念上、経済的、商業的又は実用的な用途は考えられない。

そうすると、被告製品は、本件各意匠の物品である手押部材にのみ用いられるものであるから、その製造等については、意匠法第38条第1号イの間接侵害が成立する。

(被告らの主張)

前記(12)のとおり、本件各意匠と被告意匠は非類似であるから間接侵害は成立しない。

また、被告製品は、被告運搬台車に挿入される手押部材以外にも使用され、様々な長さの単管に使用可能であり、グリップ部と単管全体の長さが本件各意匠のように一定の関係にはならない。したがって、被告製品は、本件各意匠に係る物品に使用される以外に、経済的、商業的、実用的な用途が存在するため、意匠法第38条第1号イの要件を満たさない。

(14) 争点7 (本件各意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるか) について

(被告らの主張)

ア 本件各意匠の新規性又は進歩性の判断基準日が出願変更日であることについて

本件意匠1は、本件分割出願1から、本件意匠2は、本件分割出願2から、それぞれ変更したものであるが、本件分割出願明細書1及び本件分割出願明細書2には、底面図がなく、底面の形状がわかる図面も含まれていない。本件各意匠は、本件分割出願明細書1及び本件分割出願明細書2から明確に認識できない底面図を新たに加えて意匠出願に変更したものであり、「特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が明確に認

識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合、審査官は、変更による新たな意匠登録出願について、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。」という出願変更の要件（特許庁意匠審査基準・第Ⅷ部 第2章「出願の変更」）を満たしていない。

したがって、本件各意匠は、本件分割出願1及び本件分割出願2の出願時の遡及効を享受できず、本件各意匠の新規性及び創作容易性の判断基準となる優先日は、本件各意匠への出願変更を行った平成30年6月22日とされるべきである。

また、本件各意匠のグリップ部と保護部とが一体であるという原告の主張を前提とするのであれば、本件分割出願明細書1及び本件分割出願明細書2には開示されていない内容を意匠として出願したことになるから、本件分割出願1及び本件分割出願2からの変更出願は適法でないものとして、出願時の遡及効を享受することができない。

この点について、原告は、本件分割出願明細書1及び本件分割出願明細書2の明細書に「保護部64は…円板状」(【0036】)との記載があること、「円板」の広辞苑記載の意味(「まあい平面板。」)を根拠に、保護部64の下底面が平面であると主張する。

しかし、上記明細書の記載は「円板」ではなく、「円板状」となっているから、本件分割出願明細書1及び本件分割出願明細書2からは、保護部64の底面が平面であることを明確に認識することはできない。また、図面に示されていない底面までが平面であることは、上記説明から読み取れない。

イ 本件各意匠の新規性又は進歩性が否定されることについて

本件原出願の公開特許公報(乙17)は、本件意匠出願1及び本件意匠出願2への出願変更日である平成30年6月22日より前の同年3月15

日に公開されており、同公報には、本件各意匠と底面図以外が全て同一である意匠（以下「乙１７意匠」という。）が開示されている。

乙１７意匠の円形状の部材の底面は不明であるが、底面が平面の円形状の部材となっているものは乙１文献や乙３文献に開示されており、乙１７意匠の底面を乙１公知意匠や乙３公知意匠と同様の平面にすることは容易に創作し得る。したがって、本件各意匠は、乙１７意匠に、乙１公知意匠や乙３公知意匠の形状を組み合わせることにより、当業者が容易に創作し得たものである。

また、本件各意匠の破線部分は権利範囲において全く考慮されないという原告の主張を前提とするならば、本件各意匠は、乙１公知意匠及び乙２公知意匠と何ら異なるものではなく新規性がないか、当業者が容易に創作し得たものである。

ウ 小括

以上によれば、本件各意匠は、当業者が公然知られた形状と同一又は公然知られた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであり、本件各意匠登録は、意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるから、意匠法４１条及び特許法１０４条の３第１項の規定により、原告は被告らに対してその権利行使をすることができない。

（原告の主張）

ア 底面図は本件分割出願明細書１及び本件分割出願明細書２に開示されていたことについて

被告らは、本件分割出願明細書１及び本件分割出願明細書２の記載は「円板」ではなく、「円板状」となっているから、これらの明細書の記載からは、保護部６４の底面が平面であることを明確に認識することはできない旨主張する。

しかし、「円板状」の「状」とは、「①すがた。ありさま。」を意味す

るものである（甲３４）。したがって、円板状は、「円板のすがた。円板のありさま。」を意味することとなり、保護部が円板であることに変わりはない。

そして、「円板」であれば、底面が平面であることもその語義からして明らかである。

したがって、被告らの上記主張は理由がない。

イ 原告の主張を誤解していることについて

被告らは、グリップ部と保護部とが一体であるという原告の主張を前提に出願時の遡及効を享受することができない旨主張するが、原告はそのような主張はしていない。原告は、グリップ部と保護部とが一体であるか別体であるかは、本件各意匠の図面において外見上現れていない旨主張したものであり、被告らは原告の主張を誤解している。

また、被告らは、原告が本件各意匠の図面の破線部分は権利範囲において全く考慮されないと主張しているとして、これを前提に、本件各意匠は、乙１公知意匠及び乙２公知意匠に基づき新規性欠如又は創作容易性の無効理由を有する旨主張するが、この点も誤解である。

本件各意匠の物品は、あくまで「運搬台車用の手押部材」であり、部分意匠であるものの、手押部材全体との関係で権利範囲が決まる。すなわち、破線部分それ自体は権利範囲に含まれないことに異論はないものの、破線部分は、実線部分が全体の意匠の中でどのような位置、大きさ又は範囲にあるかを定める参酌要素となるものであり、運搬台車としての構成が全く異なる乙１公知意匠又は乙２公知意匠により本件各意匠が無効となることはない。

ウ 小括

したがって、本件各意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとの被告らの主張は理由がない。

(15) 争点 8 (損害の発生及び額) について

(原告の主張)

原告は、運搬台車のオプションとして、原告製品を製造・販売・貸与（レンタル）して利益を得ている。したがって、原告は、被告製品と市場が競合する製品を製造販売等しているといえ、特許法 102 条 2 項及び意匠法 39 条 2 項を適用する前提として、侵害者による特許権侵害行為及び意匠権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する。

他方、被告らは、本件各発明の技術的範囲に属し、かつ、本件各意匠に類似する被告製品を製造販売等している。したがって、被告らは、原告の本件各特許権及び本件各意匠権を侵害することによって利益を上げているといえ、被告らの得た利益は、原告が被った損害と推定される（特許法 102 条 2 項、意匠法 39 条 2 項）。

ア 被告らの限界利益の額

被告らの主張する限界利益の額については認める。

イ 特許法 102 条 2 項及び意匠法 39 条 2 項が適用されないとの被告らの主張について

原告は、原告製品を販売又は貸与しているところ、原告製品は、建設現場における運搬台車に使用され、使用者の手挟みを防止するという被告製品と同一の用途である上に、原告製品からアダプターを外せば、外径 48.6 mm の単管が挿入される運搬台車にも使用できることから、被告製品と市場において競合することは明らかである。

被告らは、外径 48.6 mm の単管を使用した台車を使用する顧客は原告製品の貸与を受けないなどと主張するが、このような顧客であっても、外形 48.6 mm の単管を使用した台車のみを永続的に使用する保証はなく、当該顧客において台車又は単管を変更して原告製品を使用する可能性

を否定できない以上、原告製品と被告製品は市場において競合しているといえるから、特許法 102 条 2 項及び意匠法 39 条 2 項を適用することができる。

ウ 被告らの主張する推定覆滅事情について

5 (ア) 市場の非同一性

被告らは、原告製品が原告運搬台車にしか使用することができないことを前提に、仮に、被告らの顧客が被告製品を購入しなかったとしても、原告運搬台車を使用してまで原告製品を購入することはないと主張するが、同前提は誤っている。

10 すなわち、原告製品の手押棒直径は、アダプターを取り外せば、42.7mm であり、かかる直径より台車の挿入口が大きければ、原告製品を当該台車に用いることができる。そして、42.7mm よりも挿入口が大きい台車は多数稼動している。仮に手押棒と台車の挿入口との間の隙間によって支障が出るとしても、隙間を埋めるためのアダプターを取り付ける等の簡単な設計変更をすれば、使用可能となる。

15 したがって、原告製品を購入又は貸与を受けるに当たって、必ずしも顧客が保持していた既存の台車を変更する必要があるとはいえず、被告らの主張する事情は覆滅事由として考慮されない。

(イ) 競合品の存在

20 被告らが主張する競合品は、いつから、どれだけの数量が販売されていたか等の事情が不明であり、推定覆滅事情に足りるだけの事実関係が立証されたとはいえない。

25 また、被告板橋建材は、被告大同機械及び●（省略）●（以下●（省略）●という。）のみに被告製品を譲渡していたなどと主張するが、被告大同機械による特許権侵害及び意匠権侵害がなければ、被告大同機械は被告製品を●（省略）●に販売できなかったのであるから、

●（省略）●としては、同様の製品として原告製品の購入を検討せざるを得なかったといえる。したがって、上記の事情は推定覆滅事情とはならない。

(ウ) 被告らの営業努力

5 被告らが主張する事実関係は全て通常の営業努力にすぎず、また、これらの営業努力が被告製品の売上にどれほど寄与したかという因果関係も主張立証されていない。

したがって、このような事情は覆滅事由として考慮されるべきではない。

10 (エ) 侵害品の性能

被告らが主張する特徴が被告製品の売上にどれほど寄与したかという因果関係は主張立証されていない。したがって、このような事情は覆滅事由として考慮されるべきではない。

15 (オ) 部分にのみ実施されていること（ただし、意匠法39条2項のみに妥当する覆滅事由）

被告らが主張する特徴が被告製品の売上にどれほど寄与したかという因果関係は主張立証されていない。また、被告製品の広告を見ても、被告らが主張するような安全性やゴムの質感、武骨さ、滑り止めの訴求等は一切行われていない。したがって、一般需要者に対して、本件
20 意匠2以外の特徴が購入動機につながっているとは到底いえないから、このような事情は覆滅事由として考慮されるべきではない。

(カ) 小括

以上によれば、本件において、推定覆滅が認められる余地はない。

(被告らの主張)

25 ア 被告らの限界利益の額

(ア) 被告大同機械

a 平成30年12月28日から令和元年6月6日まで

●（省略）●

b 令和元年6月7日から現在まで

●（省略）●

5

(イ) 被告板橋建材の限界利益

a 平成30年12月28日から令和元年6月6日まで

●（省略）●

b 令和元年6月7日から現在まで

●（省略）●

(ウ) 被告エスアールエスの限界利益

78万2630円

10

イ 特許法102条2項及び意匠法39条2項の推定規定が適用されないことについて

特許法102条2項及び意匠法39条2項が適用されるためには、権利者において侵害者による特許権侵害行為及び意匠権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が認められなければならない。

15

しかし、原告製品は、外径42.7mmの棒状部材に対してアダプター及び黄色い円形の部材がリベットで固定された手押棒であり、そのアダプターの形状が特殊であるため原告運搬台車にしか使えない専用品であり、被告製品のように、汎用性のある、「JIS G 3444」の規格によって定められた外径48.6mmの単管が挿入される運搬台車に使用することはできない。原告は、原告製品からアダプターを外せば、外径48.6mmの単管が挿入される運搬台車にも使用できる旨主張するが、原告製品のアダプターとは、リベットによって強く固定されており、現場においてアダプターを取り外して使用することは現実的ではなく、仮に、アダプターを外して外径42.7mmの原告製品を外径48.6mmの単管が挿入される運搬台車に取り付けられたとしても、運搬時にグリップ位置が前後左右に大きく動き、手押棒として使用できるものとはならない。

20

25

また、原告製品は、上記のとおり、原告運搬台車にしか装着できないため、原告運搬台車とセットで貸与されており、原告製品の単体での販売及び貸与は行われていない。被告らの顧客は、運搬台車自体を保有していることを前提として、被告製品を購入又は貸与しているのだから、仮に、被告らから被告製品を購入あるいは貸与を受けなかったとしても、わざわざ台車ごと貸与を受けてまで原告製品の貸与を受けることはないといえる。

さらに、原告は、主に原告製品を貸与しており、被告らは被告製品を主に譲渡しているのであり、業務形態は異なっている。なお、原告は、原告製品は原告運搬台車とセットで販売されたこともあると主張するが、合計3回のみの販売しか立証されておらず、原則的な業務形態は貸与であったことがわかる。

なお、原告製品に固定された黄色い円形の部材が単独で取引されていたことはない。原告は、注文があれば、ユーザが使用するパイプの径にあわせて取付穴を変更した黄色い円形の部材を販売するとも主張するが、実際に製造したことや取引したことは何ら立証されておらず、また、黄色い円形の部材を単管へ取り付けるには、複雑な固定作業が必要となり、そのような部材は被告製品の競合品とはなり得ない。

したがって、権利者に侵害者による特許権侵害行為及び意匠権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情があるとはいえず、特許法102条2項及び意匠法39条2項の適用の基礎を欠いている。

ウ 推定覆滅事情があることについて

(ア) 市場の非同一性

前記イにおいて主張した事実には照らせば、原告製品と被告製品の市場は同一であるとはいえず、このような事情は、推定を覆滅する事情であるといえる。

(イ) 競合品の存在

被告板橋建材の顧客である被告大同機械及びその取引先は、その大多数（被告大同機械から被告製品を購入した顧客のうち、●（省略）●）が、外径48.6mmの単管が挿入され、20年程度使用できる被告運搬台車を使用している。仮に、被告製品の購入又は貸与を受けなければ、運搬台車ごと貸与を受ける必要がある原告製品よりも、本件各特許に係る技術及び本件各意匠に係る形状の代替品であるPSグリップ、Hスペーサ、アットグローブなどの購入又は貸与を受けたはずである。これらの競合品は、被告製品と同じく、JIS規格に適合する外径48.6mmの単管に取り付けることができるものであり、同競合品に適合する運搬台車及び手押部材を別途入手する必要はない。

特に、被告板橋建材は、被告大同機械及び●（省略）●のみに被告製品を譲渡していたところ、被告大同機械と●（省略）●は、共同で被告運搬台車を開発しており、●（省略）●は、既に被告大同機械から台車を●（省略）●購入していることから、新たに台車の貸与を受ける必要はない。仮に、被告製品を購入していなかったとしても、原告から原告製品を台車とセットで貸与を受けることはないから、台車ごと貸与を受ける必要がなく、既存の手押部材に取り付けることができる競合品の購入又は貸与を選択するはずである。

(ウ) 被告らの営業努力

a 被告大同機械

被告大同機械は、顧客から現場図面を受け取り、これのみに基づき、3000種類を超える取扱商品の中から必要な仮設機材の種類や台数を迅速に顧客に提案し、顧客が必要な機材を一括発注できる体制を持っている。被告製品は、このような一括発注された機材の一部材となることもあるし、個別に貸渡し又は譲渡がされる場合もある。

このような一括発注は、注文者において利便性が高く、コストも安

くすむというメリットがあり、被告製品の売上げに貢献したといえる。実際に、被告大同機械の取引先のうち、被告製品のみを購入した顧客は僅か●（省略）●のみであったし、被告大同機械から被告製品を購入した顧客のうち、●（省略）●が被告運搬台車を購入又はレンタルしている顧客であり、そのような顧客による購入数は●（省略）●（被告大同機械の販売数量●（省略）●に占める割合は、●（省略）●）であった。

したがって、このような事情は、損害額の推定覆滅事情として考慮されるべきである。

b 被告板橋建材

被告板橋建材及び被告大同機械は、かねてから●（省略）●の取引先企業であり、長年の信頼関係・取引関係があった。このような信頼関係のもと、被告板橋建材は、●（省略）●から運搬台車に使用できるグリップの受注を受け、中国の会社に製造委託をした。

このような事情は、損害額の推定覆滅事情として考慮されるべきである。

c 被告エスアールエス

被告エスアールエスは、その既存の顧客に対して他の建設機器等の付属品として被告製品を販売又は貸与していたものである。

したがって、このような事情は、損害額の推定覆滅事情として考慮されるべきである。

(エ) 被告製品の性能

被告製品は、①レンタル品である原告製品に比べ、長期間使用する場合のコストが低く抑えられ、②単管への着脱が簡単であり、③材質もゴムで弾力性があるため、衝突しても建物等を傷つけづらく、また、手が滑りにくく、衝撃が緩和され、④ごつごつしたデザインで、安全

性が高いという印象を与えるという特徴がある。

これらの特徴は、損害額の推定覆滅事情として考慮されるべきである。

(オ) 部分にのみ実施されていること（ただし、意匠法 39 条 2 項のみに
5 妥当する覆滅事由）

前提として、「侵害の行為により」得た利益といえるのは、侵害に係る意匠が実施されている部分（寄与した部分）に限られるものといえ、部分意匠である場合には、その余の意匠や態様等も考慮した上で、寄与度による減額又は推定覆滅がされる。

10 被告製品において購入動機になっているのは、単管パイプの上部を覆っているため安全性が高く、また、ゴム性のグリップであるため安心して握ることができるという点であり、意匠の観点から言えば、製品を全体として見た場合に、ゴムの質感、正面視した場合の角張った形状、及び 9 本の円環状の滑り止めの存在によって、無骨で、ごつご
15 つとした印象を与えるという点であり、このような特徴は、本件意匠 2 には存在しない特徴である。

仮に、被告製品の製造販売等が、本件意匠権 2 のみを侵害していると判断された場合、本件意匠 2 が、面取りされた円形状の保護部のみを対象とする、ごく一部のみの部分意匠であることを考えれば、寄与
20 度が極めて限定的であるとされるか、又は意匠法第 39 条 2 項の推定は大きく覆滅されるべきである。

(カ) 小括

以上の事情を考慮し、本件各意匠権の侵害のみが問題となる平成 30 年 12 月 28 日から令和元年 6 月 6 日までの期間における推定覆滅率は 90%、本件各意匠権の侵害と本件各特許権の侵害が問題となる
25 同月 7 日から現在までの推定覆滅率は 80%とするのが相当である。

(16) 争点 9 (差止め及び廃棄の必要性) について

(原告の主張)

本件訴訟係属前において、被告らは、被告製品の製造販売等は本件各特許権及び本件各意匠権を侵害していないとして、被告製品の取扱いを停止しない旨を明らかにしていた。そして、本件訴訟においても、被告らは本件各特許権及び本件各意匠権侵害の成立を争っており、権利侵害がないという態度を貫いている。そうすると、仮に、現時点で在庫がないとしても、被告らにおいて被告製品の製造を再開することは容易であるといえるから、被告らの上記態度からすれば、被告らが被告製品の取扱いを再開する可能性は十分にあり、被告製品の販売等の差止め及び廃棄を命じる必要がある。

(被告らの主張)

ア 被告大同機械

被告大同機械は、令和 5 年 3 月 24 日の出荷を最後に被告製品の販売を終了し、同年 4 月 26 日、自社ウェブサイトにおいて、同日付けの「販売終了のお知らせ及び代替品のご案内」により、「アルミ 6 輪平台車『楽輪車』用グリップの販売を終了」したと記載した取扱終了の案内文を公開するとともに、遅くとも同年 5 月 26 日までに、各取引先に対し、個別に被告製品の販売を終了したことを郵送により通知した。したがって、被告大同機械は、被告製品の販売を終了し、現在、販売及び販売の申出を行っていない。

被告大同機械は、令和 5 年 2 月 27 日と、同年 3 月 18 日に、例外的に被告製品の貸渡しを行ったが、いずれも貸渡期間の満了により終了している。そして、これらの顧客に対しては、被告製品の取扱いの終了を通知していることから、被告大同機械において、今後、被告製品の貸渡し及びその申出を行うことはない。

以上によれば、被告大同機械が、更に被告製品の譲渡、貸渡し、貸渡し

の申出をすることはないから、差止めの必要性は認められない。

さらに、被告大同機械が保有する被告製品は、いずれも、産業廃棄物処理業者により廃棄されているから、被告製品の廃棄を命じる必要性も認められない。

5

イ 被告板橋建材

被告板橋建材は、令和4年4月22日の販売を最後に、被告大同機械及び●（省略）●に対する被告製品の販売を終了した。被告大同機械及び●（省略）●に対しては、令和5年4月付けで、被告製品の販売を終了した旨を通知済みである。

10

また、被告板橋建材は、既に中国における製造業者への製造委託及び発注を終了しており、今後、被告製品の製造や製造委託を行うこともない。

以上によれば、被告板橋建材が、更に被告製品の製造、譲渡をすることはないから、差止めの必要性は認められない。

15

加えて、被告板橋建材が保有する被告製品は、いずれも、産業廃棄物処理業者により廃棄されているから、被告製品の廃棄を命じる必要性も認められない。

ウ 被告エスアールエス

原告の主張を争う。

以上

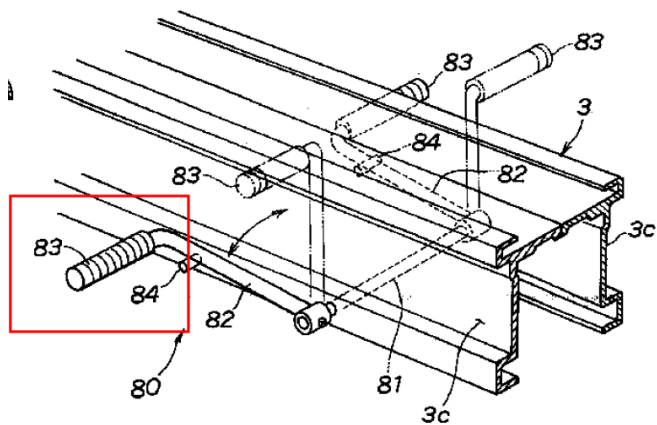
20

(別紙)

公知意匠図面目録

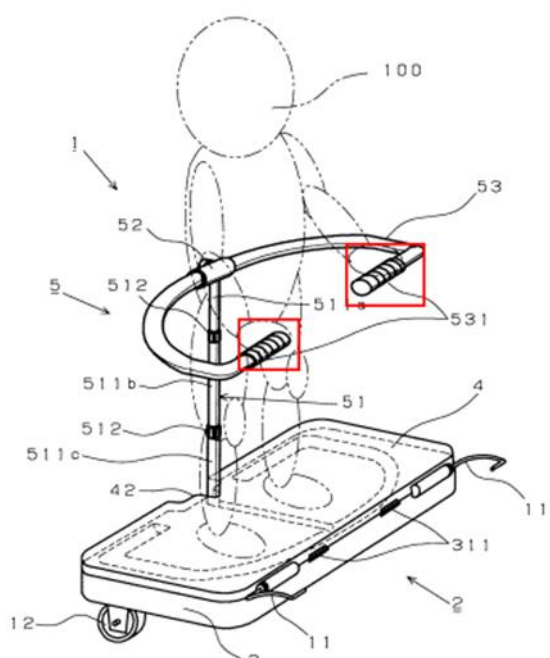
1

【図9】

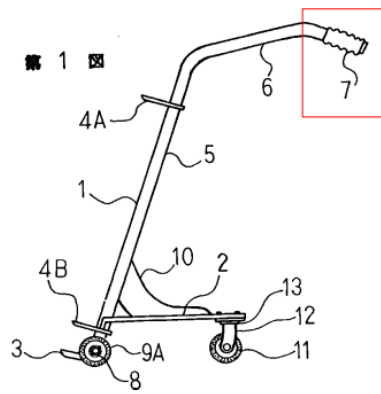


2

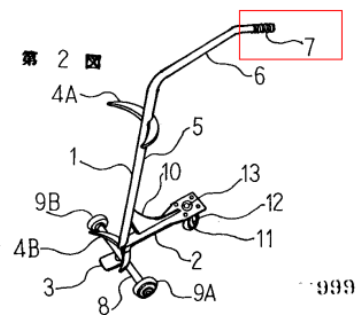
【図1】



3



5

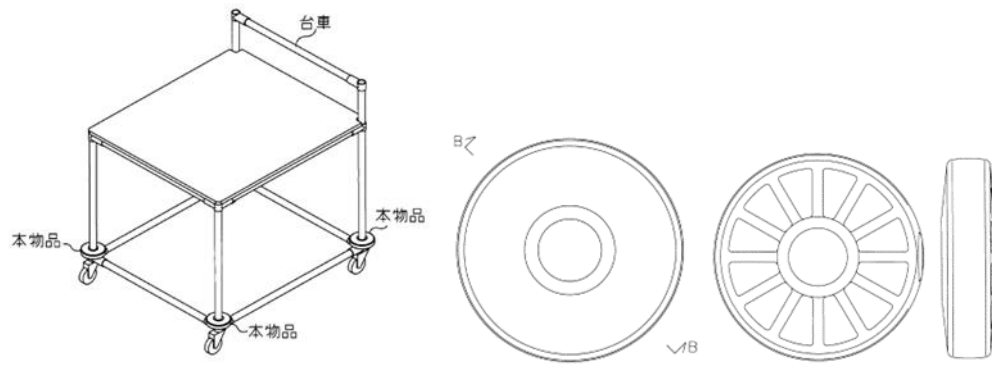


10

4



5



以上